

# 第2次江田島市環境基本計画 (素案)

令和3年10月時点

江田島市



# 目次

第1章 計画の基本的事項 .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 国際社会及び国内の動向 .....	1
第3節 計画の位置づけ .....	4
第4節 計画の目標年次と計画期間 .....	5
第5節 計画の対象範囲 .....	5
第6節 計画の役割 .....	6
第7節 統計でみる江田島市の環境 .....	7
第2章 これまでの江田島市の取組と評価 .....	11
第1節 目標指標の達成状況 .....	11
第2節 各種アンケート調査の結果 .....	12
第3節 前計画の進捗と課題 .....	22
第3章 江田島市の目指す環境像と基本目標 .....	24
第1節 江田島市の目指す環境像 .....	24
第2節 基本目標 .....	24
第3節 重点プロジェクト .....	26
第4章 施策の展開 .....	30
第1節 各主体の基本的役割 .....	30
第2節 施策の体系 .....	31
第3節 基本施策と各主体の取組 .....	32
第5章 計画の推進 .....	65

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 第1節 計画策定の趣旨

江田島市(以下「本市」という。)は、広島県南西の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に点在する島々で構成され、温暖な気候と緑豊かな山々や瀬戸内海などの美しい自然に恵まれています。この恵み豊かな自然環境のもと、生活や産業を育み、近代の暮らしと文化を積み重ね、引き継ぎながら、発展してきました。しかし、この発展を支えてきた社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に大きな負荷を与えたため、自然の復元力を超え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

将来にわたり、健全で豊かな環境の恵みを受け、健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

本市では平成23年(2011年)3月に「江田島市環境基本条例」を制定し、環境の保全に関する基本となる事項を定めました。平成24年(2012年)3月には、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「江田島市環境基本計画」(以下、前計画という。)を策定し、本市の環境保全に努めてきました。この度、前計画の計画期間が満了することから、新たに「第2次江田島市環境基本計画」(以下、本計画という。)を策定するものです。

本計画は、「江田島市総合計画」(以下「総合計画」という。)や国、広島県の環境基本計画との整合を図り、国際的な環境に関する動向も踏まえるとともに、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、様々な環境課題に対応するため、環境の保全等に関するさらなる取組についても推進するものです。

## 第2節 国際社会及び国内の動向

### 1 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年(2015年)9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「2030アジェンダ」という。)は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。

この2030アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals, 以下、「SDGs」(エス・ディー・ジーズ)という。)は、17のゴールと、ゴールごとに設定された合計169のターゲットから構成され、これらの達成を目指すことで、環境を基盤に持続可能な社会活動・経済活動を総合的に築くことができます。

本計画においても、SDGsの考え方を施策体系に取り込むことにより、環境と発展のどちらも追及できる社会を目指します。

## ■SDGsの17のゴール



## 2 海洋プラスチック問題への取組

令和元年(2019年)6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、海洋プラスチック廃棄物の問題がクローズアップされました。プラスチックは本来自然の中に存在する物質ではなく、廃棄物が増え始めてから80年程度であるため、環境や生命に与える影響は完全には明らかになっていないものの、自然に分解されることがないことから、将来にわたって汚染が続くことが懸念されています。また、雨や波などによりマイクロプラスチック<sup>1</sup>となり分解されないまま食物連鎖に取り込まれ人間の体内にも取り込まれています。

プラスチックの生産量は半世紀で20倍以上となっており、廃棄についての議論や対策も世界各国で取り組まれています。日本においてもレジ袋の有料化を始め、リサイクル活動などが各地で行われています。

<sup>1</sup> マイクロプラスチック:5mm以下の微細なプラスチックのこと。

### 3 地球温暖化対策・低炭素社会<sup>2</sup>

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によると、気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており、深刻な干ばつによる食料不足、都市部のヒートアイランド現象<sup>3</sup>、暴風雨など、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。また、この気候変動の要因は、人為的な活動による温室効果ガス<sup>4</sup>の増加といわれています。

このような状況の中、平成27年(2015年)12月に開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、令和2年(2020年)以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択され、各国で温暖化対策が進展しています。我が国は、令和12年度(2030年度)の中期目標として「温室効果ガスの排出を平成25年度(2013年度)比26%削減する」としています。また、気候変動に対応するためには、私たち一人ひとりが行動して温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、地球温暖化の影響による熱中症や豪雨、土砂災害など、避けることが困難な現象について、緑を増やしたり水害対策を行ったりするなどして、影響を軽減する「適応策」を進めることが重要です。国は、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に進めています。

#### ■地球温暖化対策の「緩和」と「適応」

人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

資料: 気候変動適応情報プラットフォーム

<sup>2</sup> 低炭素社会: 究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる(カーボンニュートラル)社会を目指すもの。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、地球の有限性を認識し、大量生産・大量消費・大量廃棄社会から脱するとの意識を持ち、選択や意志決定の際に、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3Rの推進による資源生産性の向上等によって、二酸化炭素の排出を最小化(「カーボン・ミニマム」)するための配慮が徹底される社会システムの形成が必要である。

<sup>3</sup> ヒートアイランド現象: 都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

<sup>4</sup> 温室効果ガス: 地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果をもつ大気中の気体の総称である。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどがある。

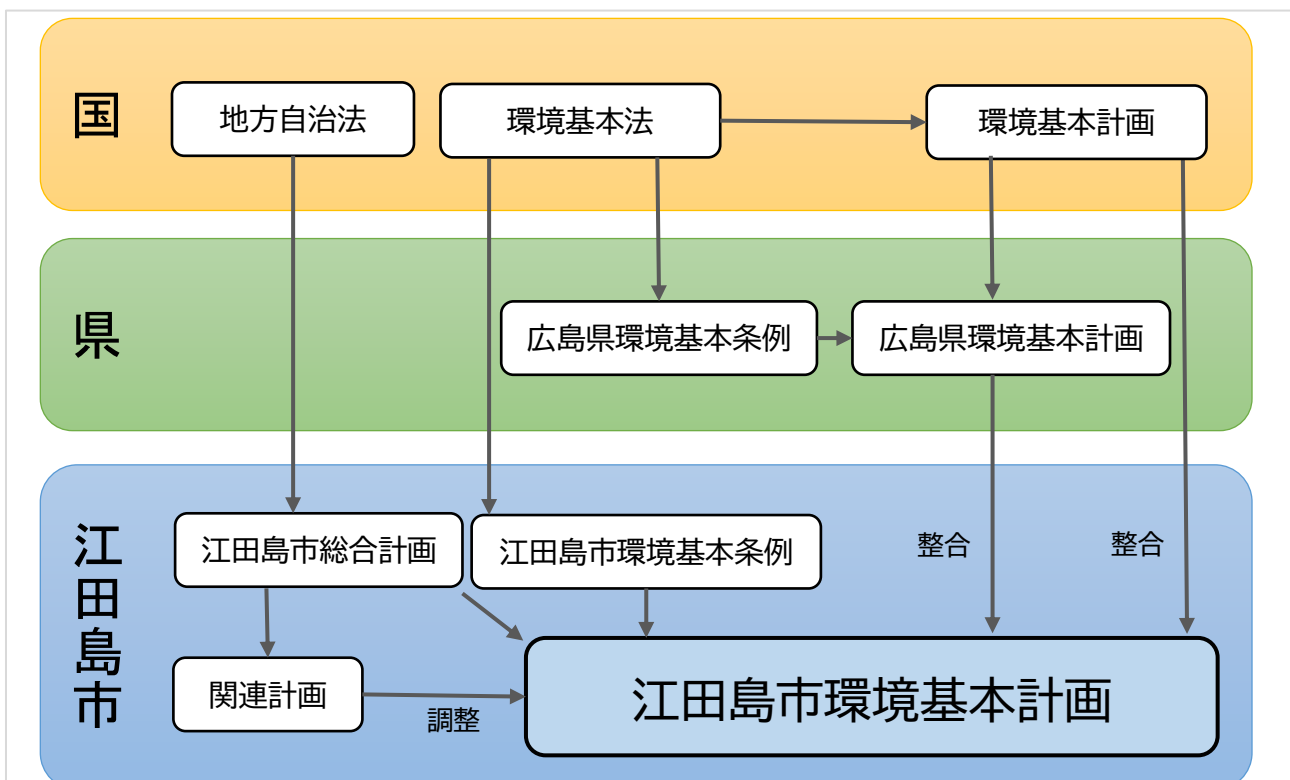
■近年の主な地球温暖化対策の動向

年	動 向
平成27年 (2015年)12月	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、国際社会が令和2年(2020年)以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組みとして「パリ協定」が採択された。
平成28年 (2016年)5月	国の「地球温暖化対策計画」を策定し、「温室効果ガスの排出量を令和12年(2030年)時点で平成25年(2013年)比で26.0%削減」を設定した。
平成30年 (2018年)7月	第5次エネルギー基本計画を策定し、「徹底した省エネルギー社会の実現」「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組み」「水素社会実現に向けた取り組みの抜本強化」「二次エネルギー構造の改善」等盛り込んだ。
平成30年 (2018年)11月	気候変動適応法に基づいて「気候変動適応計画」を策定し、「気候変動の影響による被害の回避・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す」とした。
令和3年 (2021年)4月	気候変動サミットで、日本は令和22年度(2030年度)までに温室効果ガスを46%削減(平成25年度(2013年度)比)する方針を打ち出した。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、江田島市環境基本条例第10条に基づいて策定するものです。また、総合計画のうち、環境に関連する分野を体系化し、具体化するもので、市の関連計画の環境保全に関する施策との整合を図ります。

■計画の位置づけ



## 第4節 計画の目標年次と計画期間

本計画の目標年次は、令和13年度(2031年度)とします。

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、科学技術の進歩、国の施策や本市の他の関連計画等の変更により、この計画を見直す場合もあります。

### ■計画期間

令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度
第2次江田島市環境基本計画【令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)】									
必要に応じて、適宜見直し (目標年次)									
環境省 第5次環境基本計画【平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)】									
広島県 第5次広島県環境基本計画【令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)】									

## 第5節 計画の対象範囲

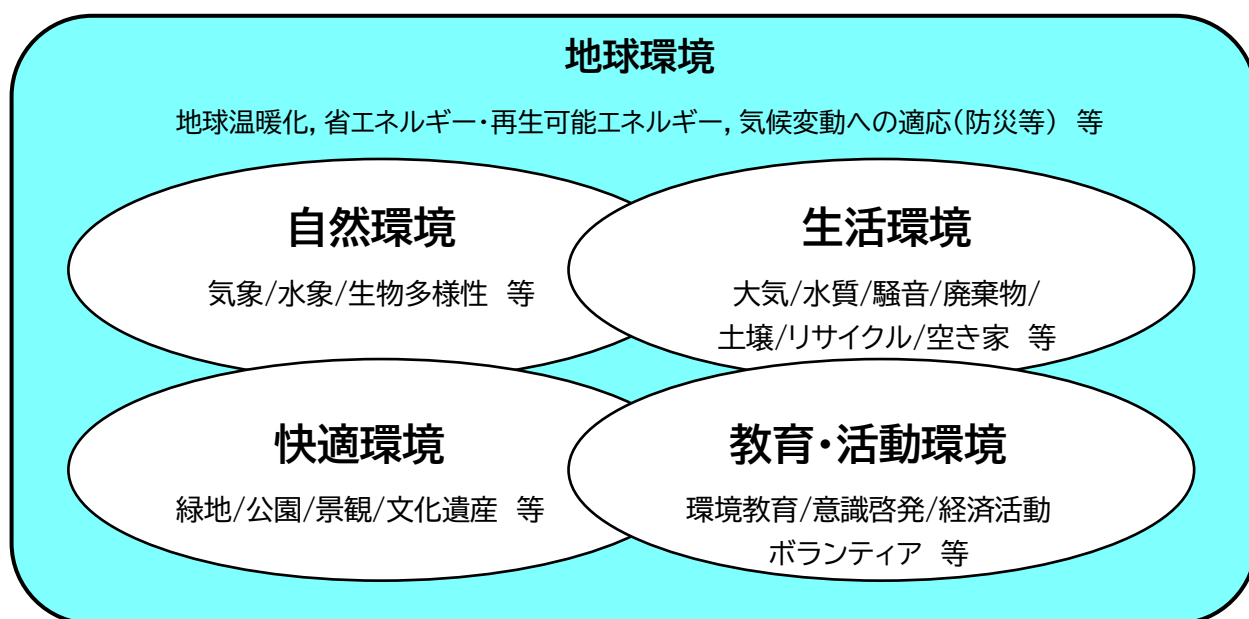
### 1 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、市域を越えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域を含めた広域連携の推進に努めます。

### 2 環境の取組対象

本計画で取り組む環境の対象は、自然環境、生活環境、快適環境、教育・活動環境、地球環境とします。





### 3 対象主体

本計画の対象主体は, 市・市民(滞在者, 市民団体を含む)・事業者とします。

## 第6節 計画の役割

本計画は次のような役割を果たすものとします。

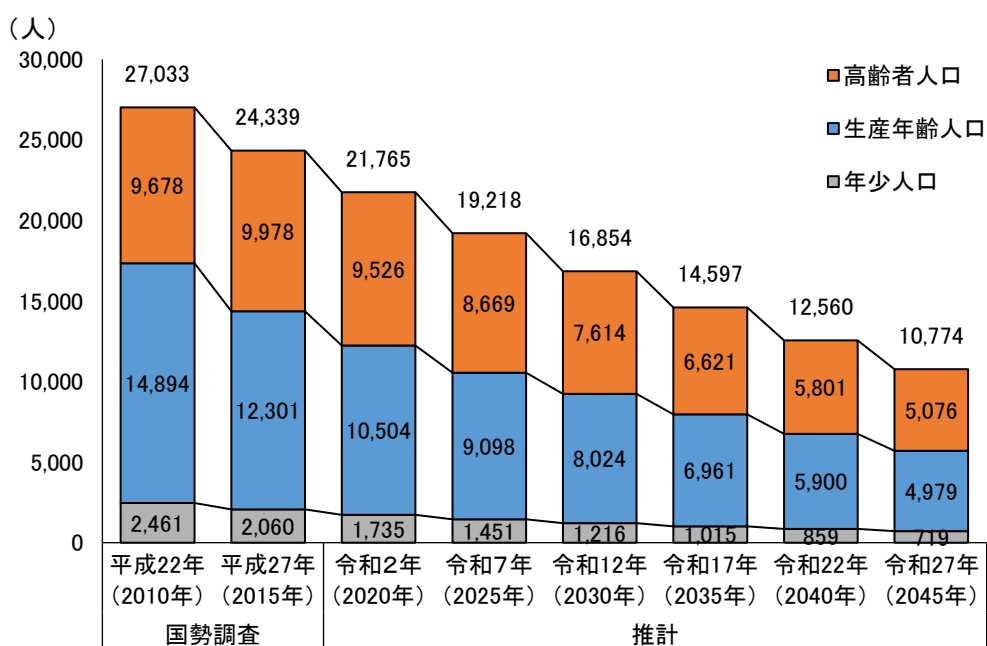
- 本市の環境の保全に関する中長期的な目標と施策の基本的な方向を明らかにすることにより, 環境の保全に関する共通認識を形成します。
- 環境の保全に関する計画や諸施策を統合化・体系化することで有機的連携を促し, 環境行政の計画的な推進を可能にします。
- 市・市民・事業者に期待される取組を明確化し, それぞれの公平な役割分担及び協働のもと, 環境の保全に関する施策を推進します。
- 緊急性・重要性の高い課題に対する取組として, 重点プロジェクトを示し, 環境保全に関する具体的な施策を推進します。

## 第7節 統計でみる江田島市の環境

### 1 人口の推移と推計

国勢調査に基づく人口推計では、本市の人口は令和7年(2025年)までに2万人を下回り、令和27年(2045年)には10,774人になると見込まれます。高齢者数も減少に転じると見込まれますが、高齢化率は上昇を続け、令和27年(2045年)には47%、人口のおよそ2人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれます。

■人口の推移と推計

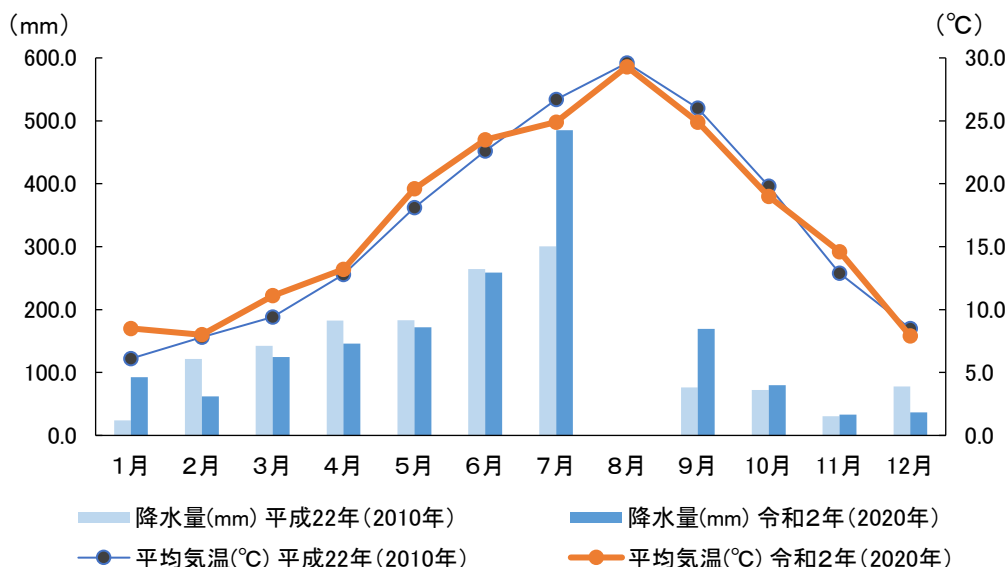


資料: 国勢調査, 国立社会保障・人口問題研究所平成30(2018年)推計

## 2 江田島市の気候変化

月別の降水量と平均気温を平成22年(2010年)と令和2年(2020年)で比較すると、7月、9月といった長雨の季節の降水量が大きく増加しています。平均気温についても、多くの月で10年前より上昇しています。

■月別降水量と平均気温(平成22年(2010年)と令和2年(2020年))

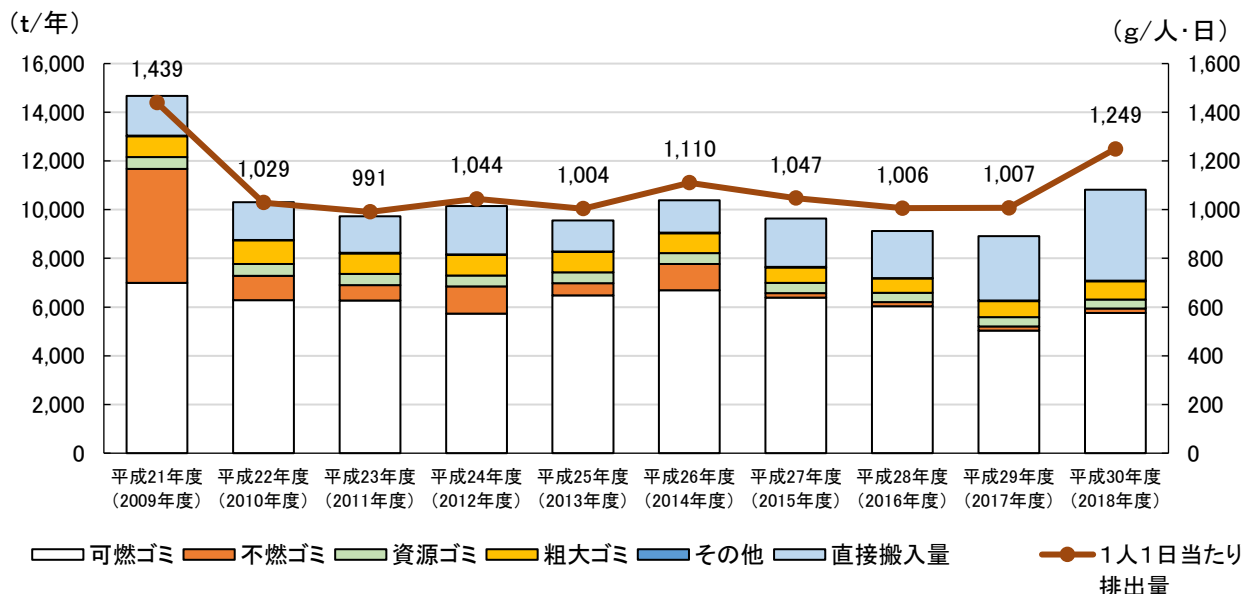


資料: 気象庁 過去の気象データ(呉観測所)

## 3 江田島市の一般廃棄物排出量

江田島市の一般廃棄物排出量は、緩やかな減少傾向で推移していますが、風水害等による一時的な排出などもあり、平成30年度(2018年度)には増加しています。また、市民一人あたりの排出量は横ばいとなっています。

■ごみ排出量の推移



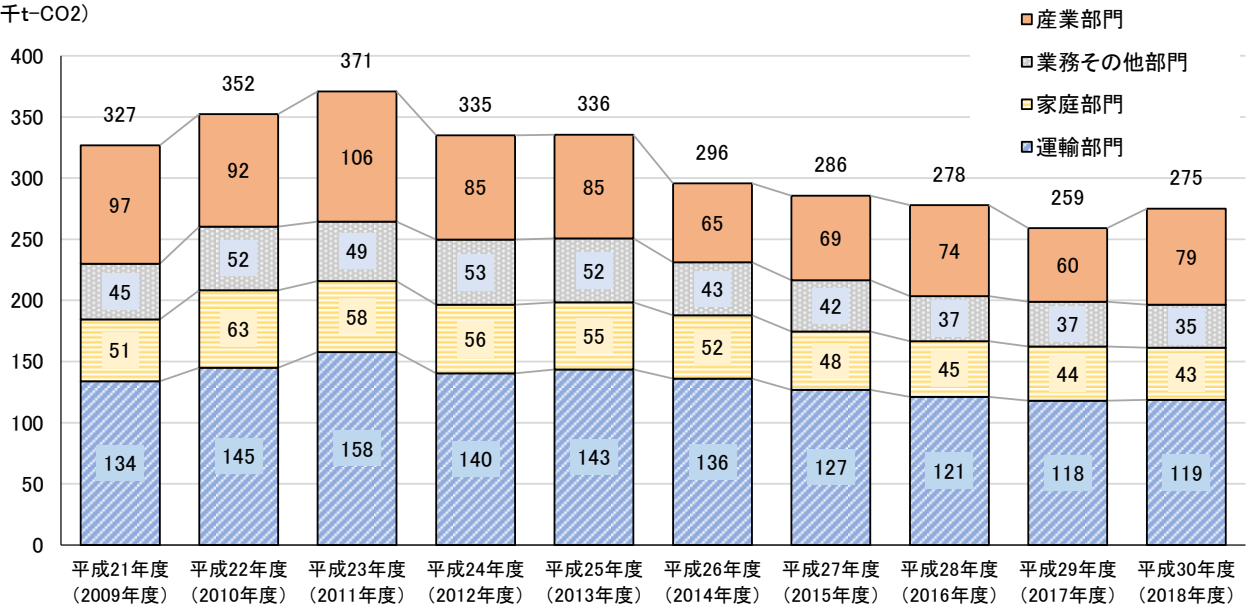
資料: 広島県「ごみ(一般廃棄物)の状況」

## 4 二酸化炭素排出量の推移と内訳

環境省の調査データから、江田島市の二酸化炭素排出量をみると、平成23年(2011年)以降、減少傾向となっていますが、産業部門では増減を繰り返しています。また、本市の立地もあり、船舶による排出量が最も多くなっているのが特徴となっています。

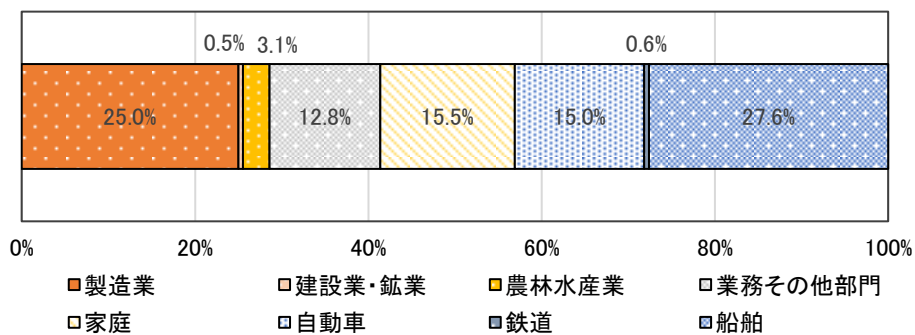
### ■部門・分野別の温室効果ガス(CO2)排出量の経年変化

(千t-CO2)



資料:環境省 自治体排出量カルテ

### ■排出量の部門・分野別構成比 平成30年度(2018年度)

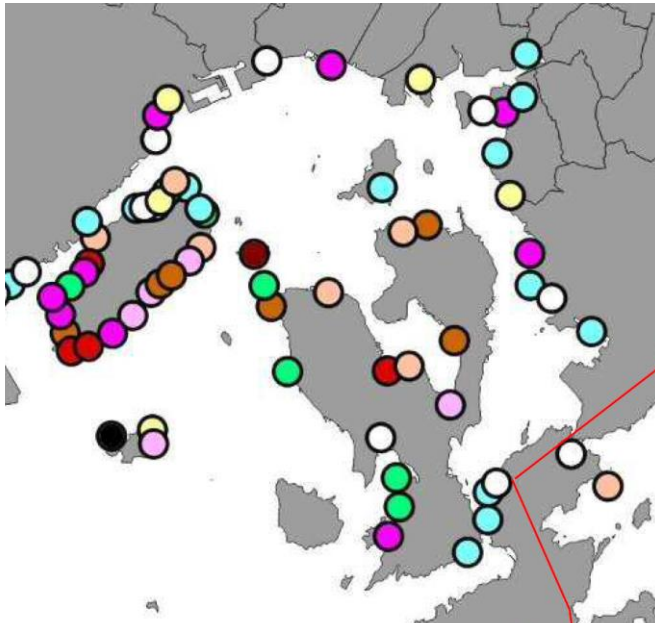


資料:環境省 自治体排出量カルテ

## 5 海洋ごみの状況

広島県の調査結果から広島県西部海岸のごみの状況をみると、江田島や宮島などの島しょ部でのごみの量が多いことがうかがえます。特に、マイクロプラスチックになりやすい発泡スチロールの塊が多く観測され、これによりごみの堆積が増えていることが傾向としてあげられています。

### ■広島県西部海岸の漂着物の状況(令和2年度(2020年度))



評価ランク

ランク	かさ容量の表現	ごみ袋の数量
0	(自然物を除いて) 全くごみがない	0
T	ごみがほんの少しある 500mlペットボトル3~4本分程度	約1/8
1	ごみがある 2Lのペットボトル2本分程度	約1/4
2	ごみがちらほら見える 2Lのペットボトル4本分程度	約1/2
3	ごみがまばらに見える ポリタンク1本分程度	約1
4	ごみが多い ポリタンク2本分程度	約2
5	ごみが大変多い みかん箱3個分程度	約4
6	ごみが非常に多い ドラム缶1本分未満	約8
7	ごみでほぼ覆われている ドラム缶1.5本分程度	約16
8	ごみで覆われている ドラム缶3本分程度	約32
9	ごみが山になっている 1平方メートル程度	約64
10	ごみが山になっている 軽トラック1台分程度	約128

※海岸線延長10m あたりのごみの量を示す。

資料: 広島県海岸漂着物実態調査報告書(令和3年(2021年)3月)

### ■広島県西部海岸の漂着物の内訳(令和2年度(2020年度))

	発泡スチロール塊	プラスチックパイプ	ペットボトル	プラスチックボトル	食品包装袋、レジ袋	その他のプラスチック	金属、木材、陶器等	合計
重量 t	20.80	3.97	1.61	0.17	0.08	3.55	2.01	32.19
(%)	(64.6)	(12.3)	(5.0)	(0.5)	(0.2)	(11.0)	(6.2)	
体積 m <sup>3</sup>	1120.44	32.19	32.55	1.98	2.56	37.77	15.62	1243.10
(%)	(90.1)	(2.6)	(2.6)	(0.2)	(0.2)	(3.0)	(1.3)	

資料: 広島県海岸漂着物実態調査報告書(令和3年(2021年)3月)

## 第2章 これまでの江田島市の取組と評価

### 第1節 目標指標の達成状況

計画策定時に設定した指標について、設定時の値と直近の値を比較するとともに、目標に対する達成状況について、以下の通り、評価を行いました。

◎	目標を達成しているもの
○	目標は達成していないが改善しているもの
△	基準値から変わらないもの
×	基準値より悪化したもの

#### 基本目標1 自然と人が仲良く共生するしま（自然共生社会の構築）

指標	基準値 (平成24年3月)	目標値 (令和3年度)	現状値	達成状況
森林面積	5,127ha (平成22年)	現状維持	5,127ha (令和2年)	◎
自然公園面積(瀬戸内海国立公園)	10,681ha (平成21年)	現状維持	10,681ha (令和2年)	◎
緑地環境保全地域(古鷹山)	90.72ha (平成23年)	現状維持	90.72ha (令和2年)	◎
自然海浜保全地区(大柿長浜)	650m (平成23年)	現状維持	650m (令和2年)	◎
自然海浜保全地区(大附)	1.24ha (平成23年)	現状維持	1.24ha (令和2年)	◎
	450m (平成23年)	現状維持	450m (令和2年)	◎

#### 基本目標2 安心して快適に暮らせる環境のしま（生活・快適環境の保全）

指標	基準値(H24)	目標値(R3)	現状値	達成状況	
江田島市周辺海域の水質	COD <sup>5</sup> 75%値	2.4mg/L (平成22年度)	2.0mg/L以下	2.5mg/L (平成30年度)	×
	全窒素 <sup>6</sup> (表層)	0.15mg/L (平成22年度)	0.3mg/L以下	0.17mg/L (平成30年度)	◎
	全りん(表層)	0.019mg/L (平成22年度)	0.03mg/L以下	0.023mg/L (平成30年度)	◎
水洗化率(水洗化人口)	61.9% (平成21年度)	85.0%	77.9% (令和3年3月)	○	

<sup>5</sup> COD:COD(Chemical Oxygen Demand)は、化学的酸素要求量のこと。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、水質の有機物による汚濁状況を測る指標となる。

<sup>6</sup> 全窒素及び全りん:全窒素及び全りんは、動植物の成長に欠かせない元素であるが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化を招くことになる。窒素やりんなどの栄養塩類が流入すると富栄養の状態となり、藻類が大量発生し、赤潮や青潮、アオコ、淡水赤潮などとよばれる現象が起こりやすい。

### 基本目標3 資源を上手に使う環境にやさしいしま（循環型社会の構築）

指標	基準値 (平成24年3月)	目標値 (令和3年度)	現状値	達成状況
ごみ搬入量	14,666トン (平成21年度)	9,888トン	8,929トン	◎

### 基本目標4 エネルギーを上手に使う地球環境にやさしいしま（低炭素社会の構築）

指標	基準値 (平成24年3月)	目標値 (令和3年度)	現状値	達成状況
二酸化炭素排出量	297千トンCO2 (平成21年度)	267千トンCO2 (10%削減)	275千トンCO2 (平成30年度)	○

## 第2節 各種アンケート調査の結果

### 1 アンケート調査の実施概要

#### (1) 対象と調査方法

	市民調査	事業所調査	教職員調査	小中学生調査
対象者	江田島市にお住いの18歳以上の市民	江田島市で活動している企業、事業所	江田島市の小・中学校に勤務する教職員	江田島市内の小学6年生及び中学1～3年生
対象者数	1,000人	320事業所	160人	490人
調査方法	郵送による配布回収		学校での配布回収	
調査期間	令和3年（2021年）7月7日～令和3年（2021年）7月19日			

#### (2) 回収結果

	市民調査	事業所調査	教職員調査	小中学生調査
配布数	1,000件	320件	160件	490件
回収数	357件	89件	128件	462件
回収率	35.7%	27.8%	80.0%	94.3%

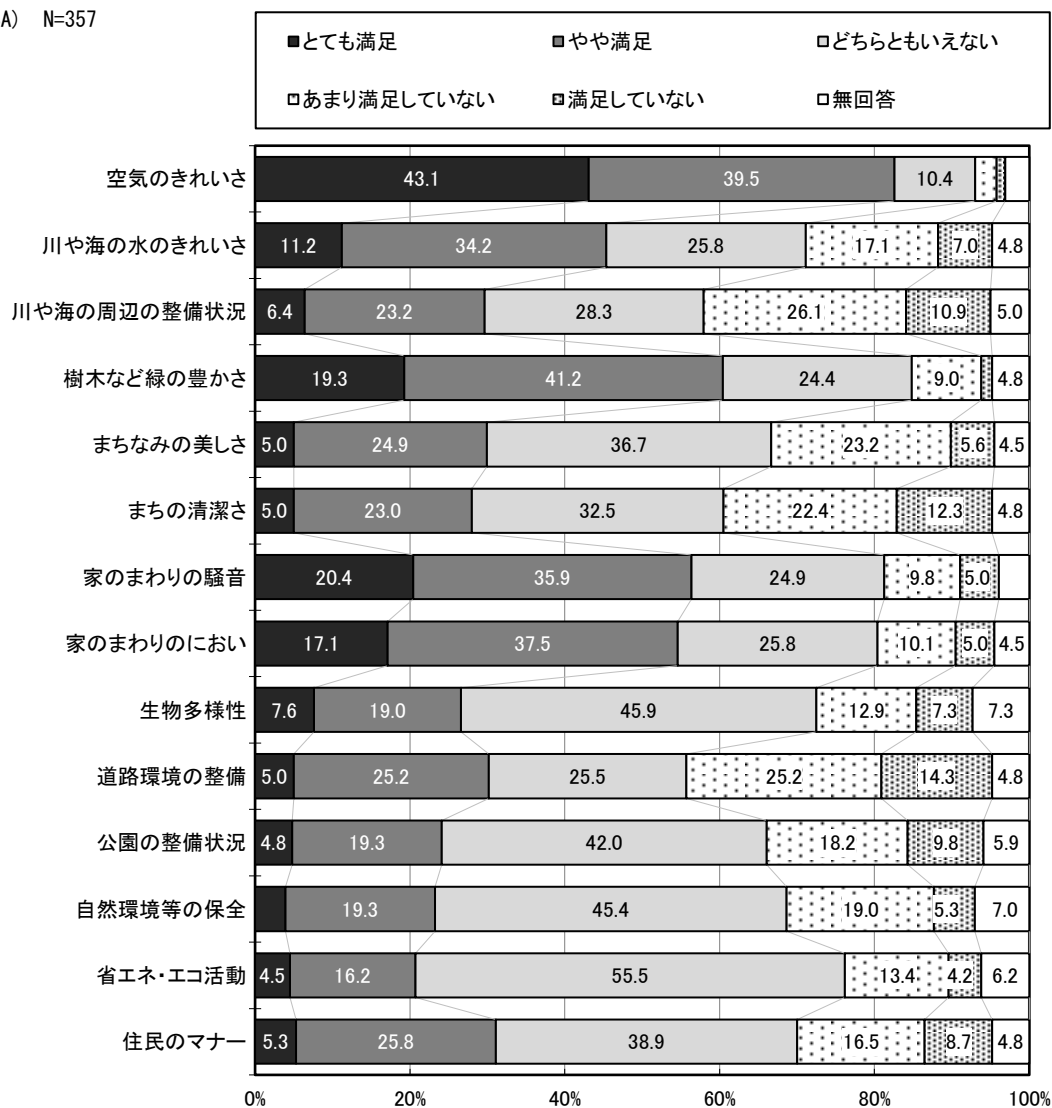
## 2 アンケート調査の結果から

### (1) 本市の環境への満足度・関心度

#### 【市民の満足度】

満足層(「とても満足」+「やや満足」)が高いものは、『空気のきれいさ』『樹木など緑の豊かさ』『家のまわりの騒音』『家のまわりのにおい』の順となっており、この4項目でのみ半数を超えています。

(SA) N=357

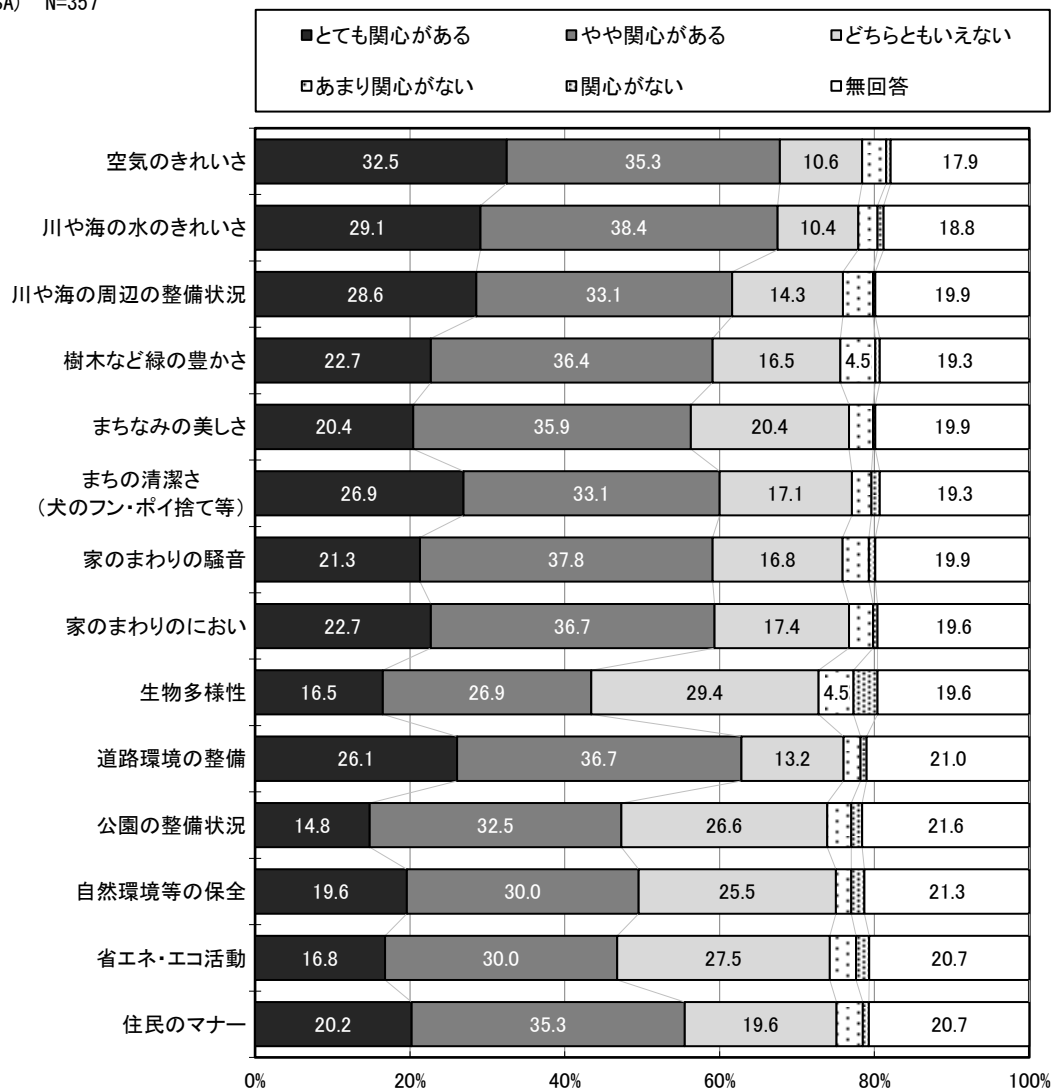




## 【市民の関心度】

関心層(「とても関心がある」+「やや関心がある」)が高いものは、『空気のきれいさ』『川や海の水のきれいさ』『道路環境の整備』の順となっており、10項目で半数を超えています。

(SA) N=357

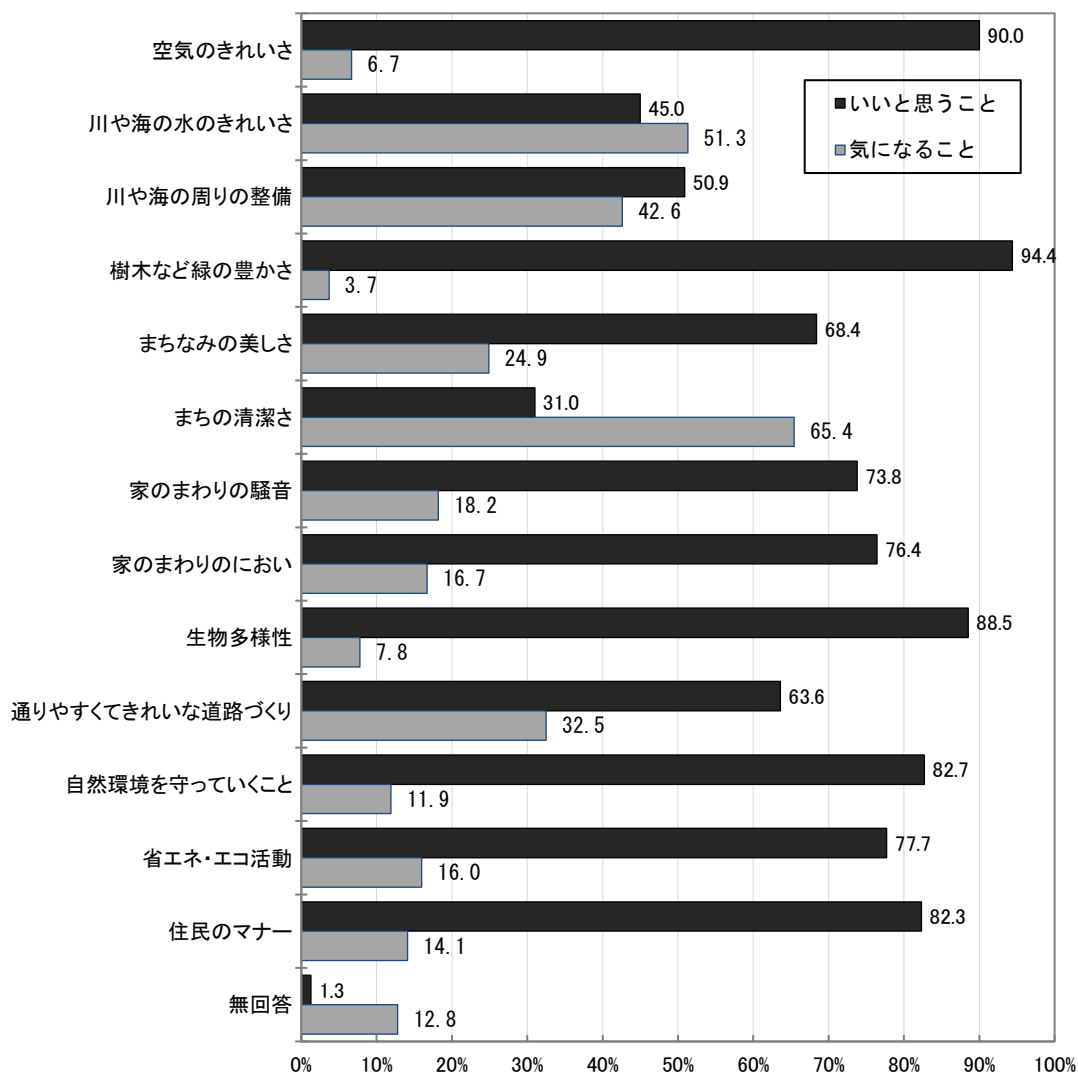


## 【小中学生】

いいと思うことでは、「樹木など緑の豊かさ」が94.4%で最も高くなっています。次いで「空気のきれいさ」が90.0%、「生物多様性(多様な生き物がいる豊かな自然)」が88.5%で続いています。

気になることでは、「まちなみのきれいさ(犬のフン・ポイ捨て等)」が65.4%で最も高くなっています。次いで「川や海の水のきれいさ」が51.3%、「川や海の周りの整備」が42.6%が続いています。

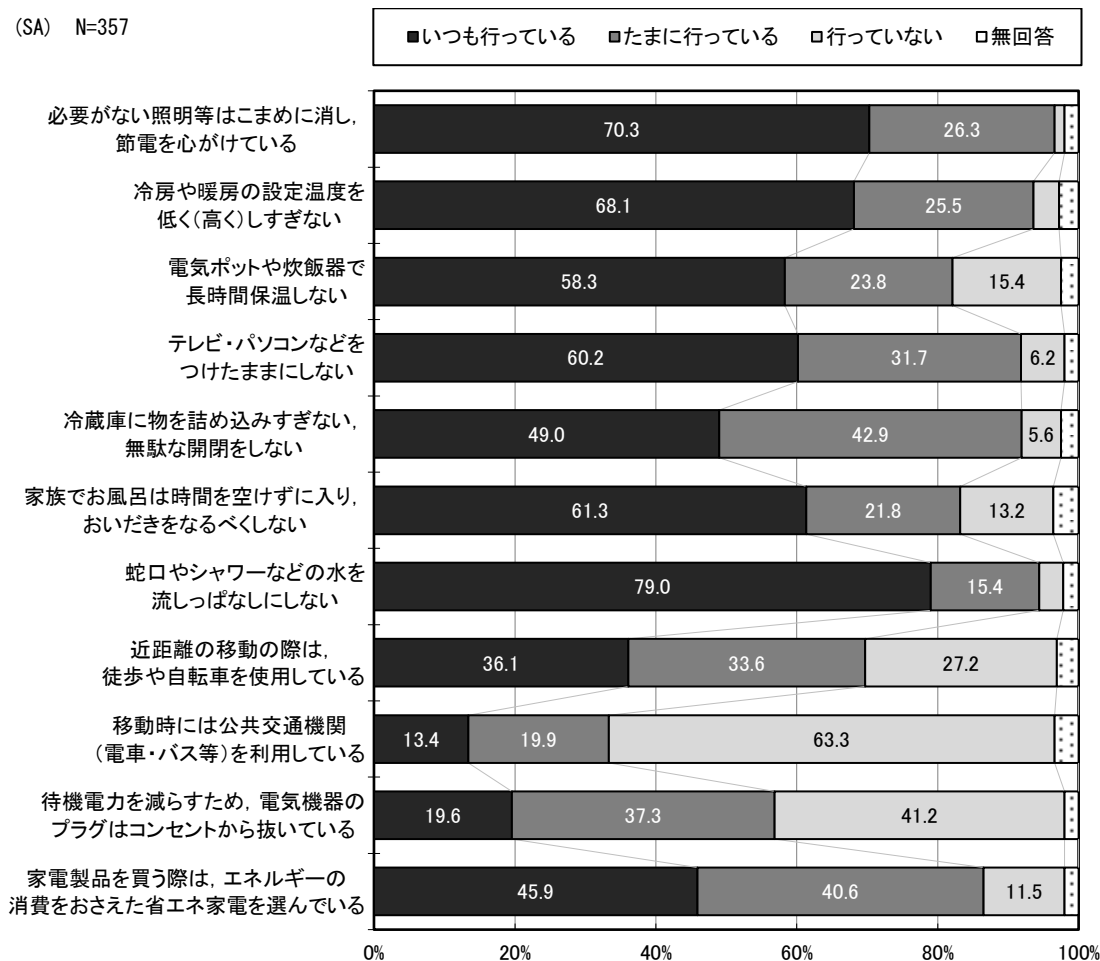
(MA) N=462



## (2) 省エネ・エコ活動の実践状況

### 【市民】

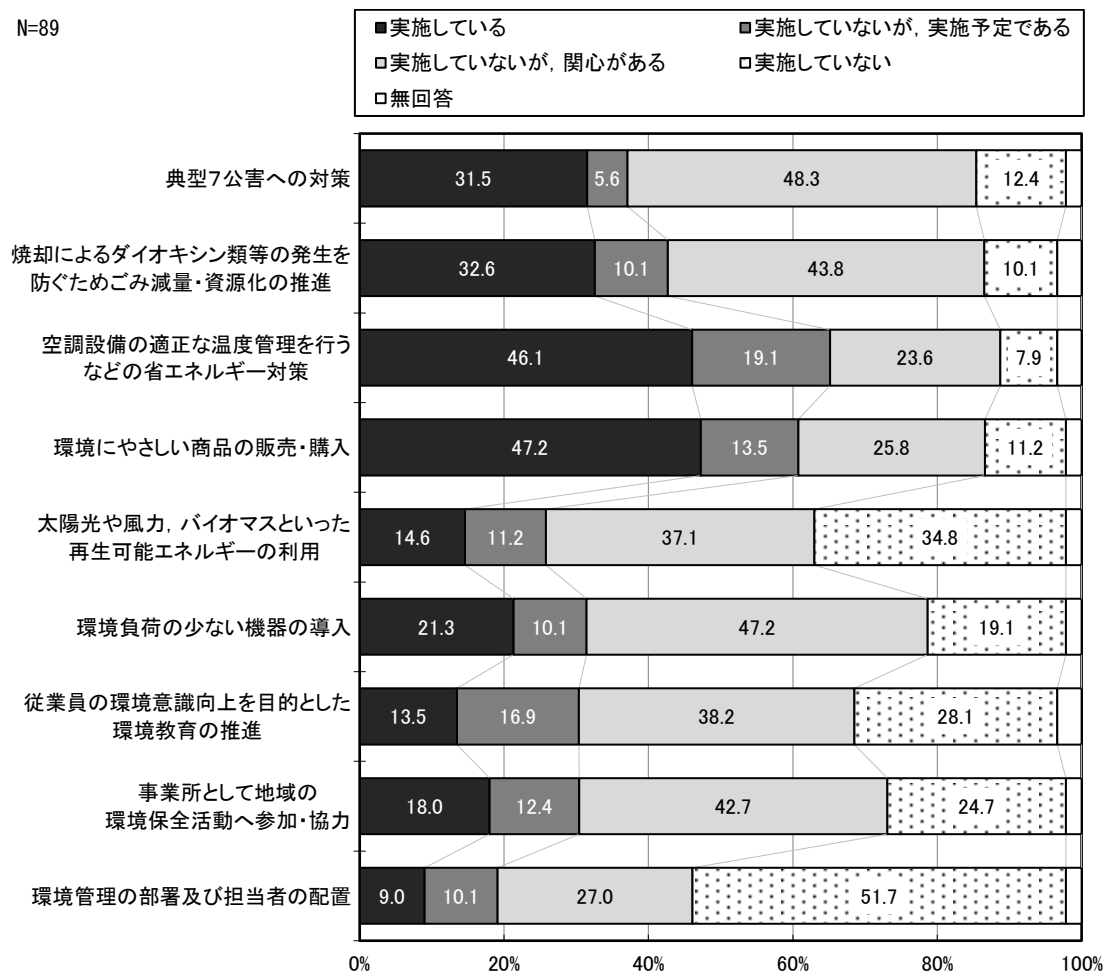
実施している層(「いつも行っている」+「たまに行っている」)が高いものは、『必要がない照明等はこまめに消し、節電を心がけている』『蛇口やシャワーなどの水を流しっぱなしにしない』『冷房や暖房の設定温度を低く(高く)しすぎない』『テレビ・パソコンなどをつけたままにしない』『冷蔵庫に物を詰め込みすぎない、無駄な開閉をしない』の順となっており5項目で9割以上となっています。「行っていない」が高い項目としては、『移動時には公共交通機関(電車・バス等)を利用している』が63.3%と最も高く、次いで『待機電力を減らすため、電気機器のプラグはコンセントから抜いている』が41.2%、『近距離の移動の際は、徒歩や自転車を使用している』が27.2%で続いています。



【事業所】

「実施している」が高い項目は、『環境にやさしい商品の販売・購入』『空調設備の適正な温度管理を行うなどの省エネルギー対策』の順で、4割以上となっています。

N=89

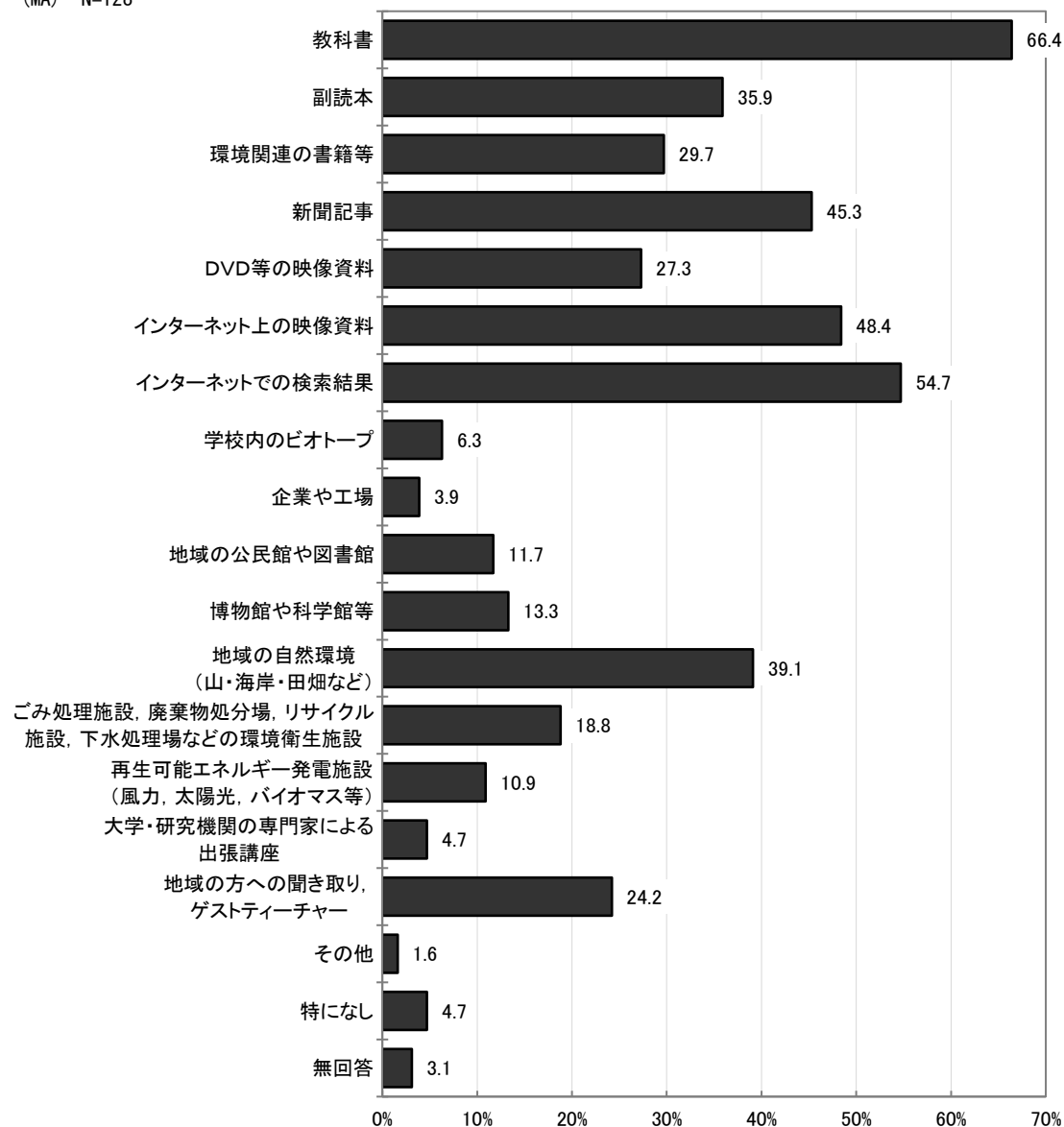


### (3) 環境教育で活用している教材等

#### 【教職員】

「教科書」が66.4%で最も高くなっています。次いで「インターネットでの検索結果」が54.7%、「インターネット上の映像資料」が48.4%が続いています。

(MA) N=128

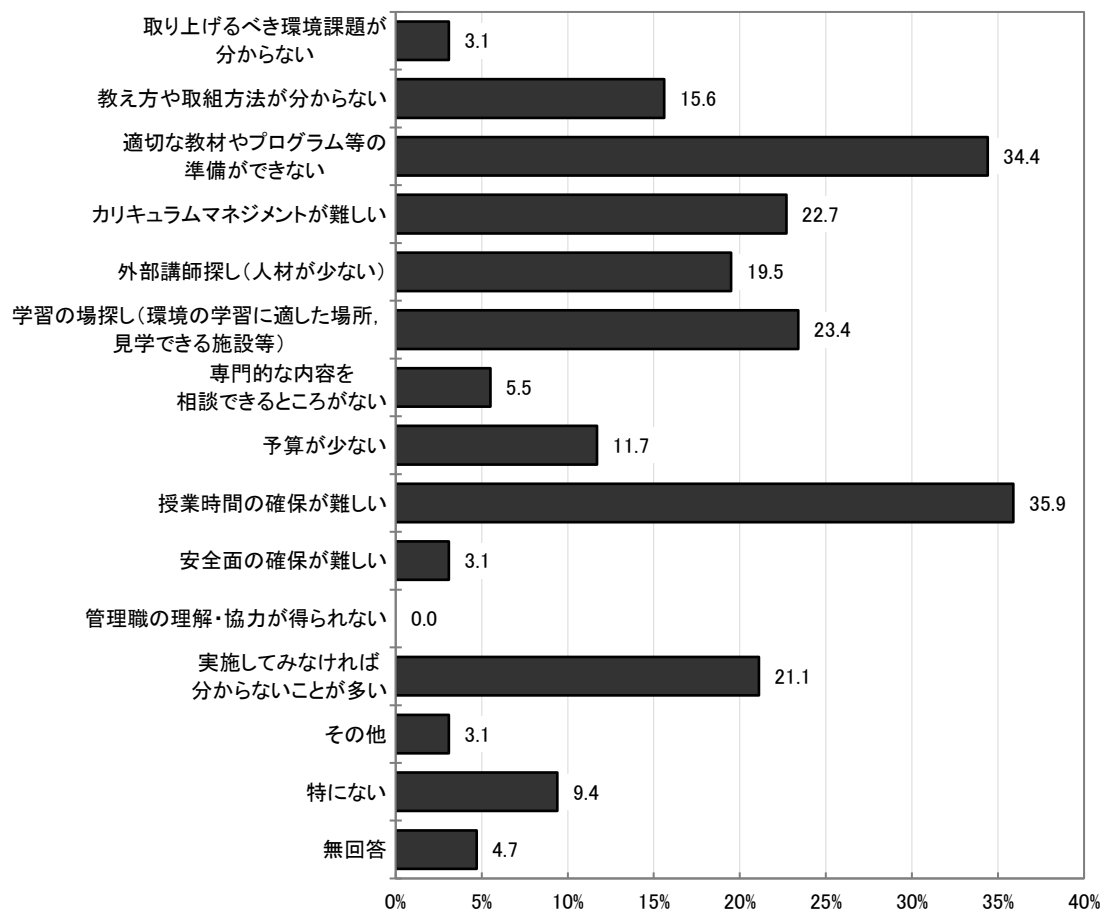


#### (4) 環境教育で課題に感じていること

##### 【教職員】

「授業時間の確保が難しい」が35.9%で最も高くなっています。次いで「適切な教材やプログラム等の準備ができない」が34.4%、「学習の場探し(環境の学習に適した場所, 見学できる施設等)」が23.4%が続いています。

(MA) N=128

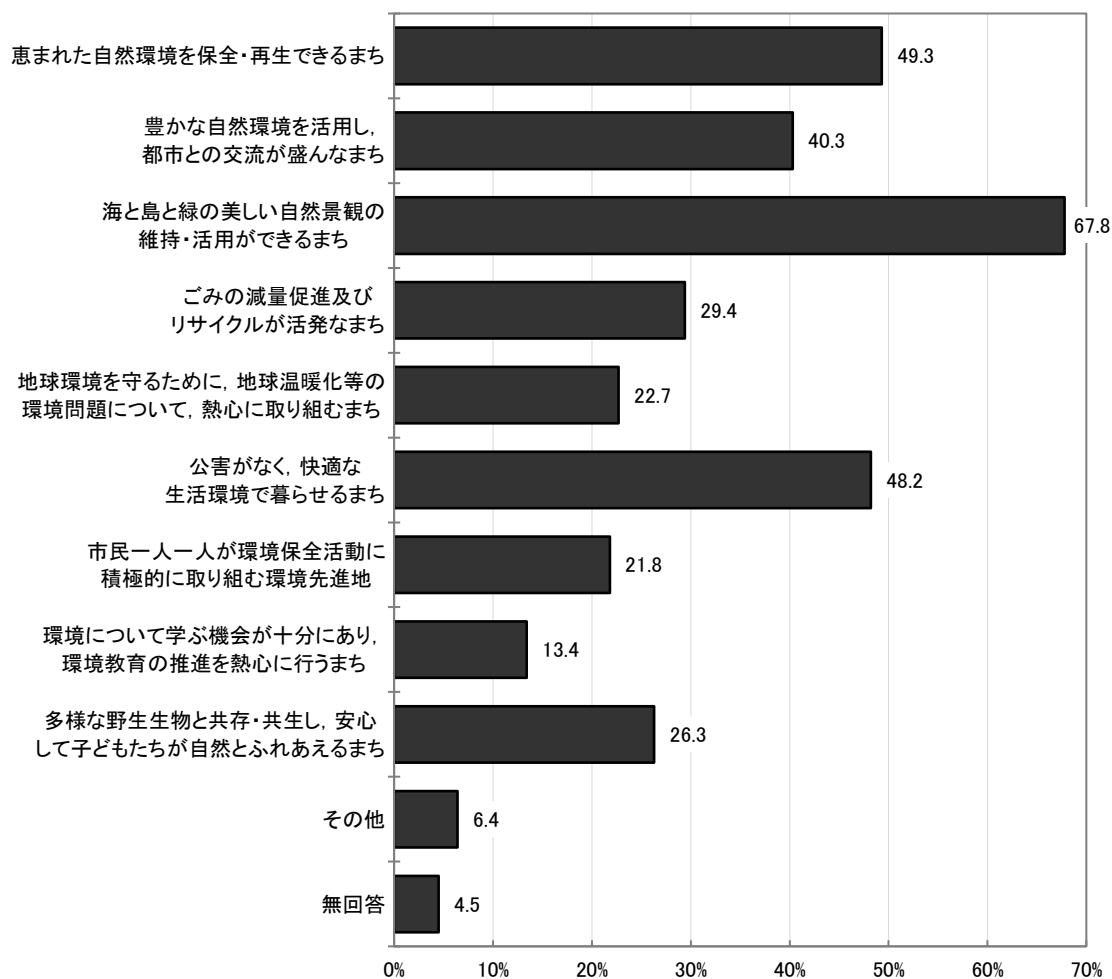


## (5) 本市にどんな環境のまちになってほしいか

### 【市民】

「海と島と緑の美しい自然景観の維持・活用ができるまち」が67.8%で最も高くなっています。次いで「恵まれた自然環境を保全・再生できるまち」が49.3%、「公害がなく、快適な生活環境で暮らせるまち」が48.2%が続いています。

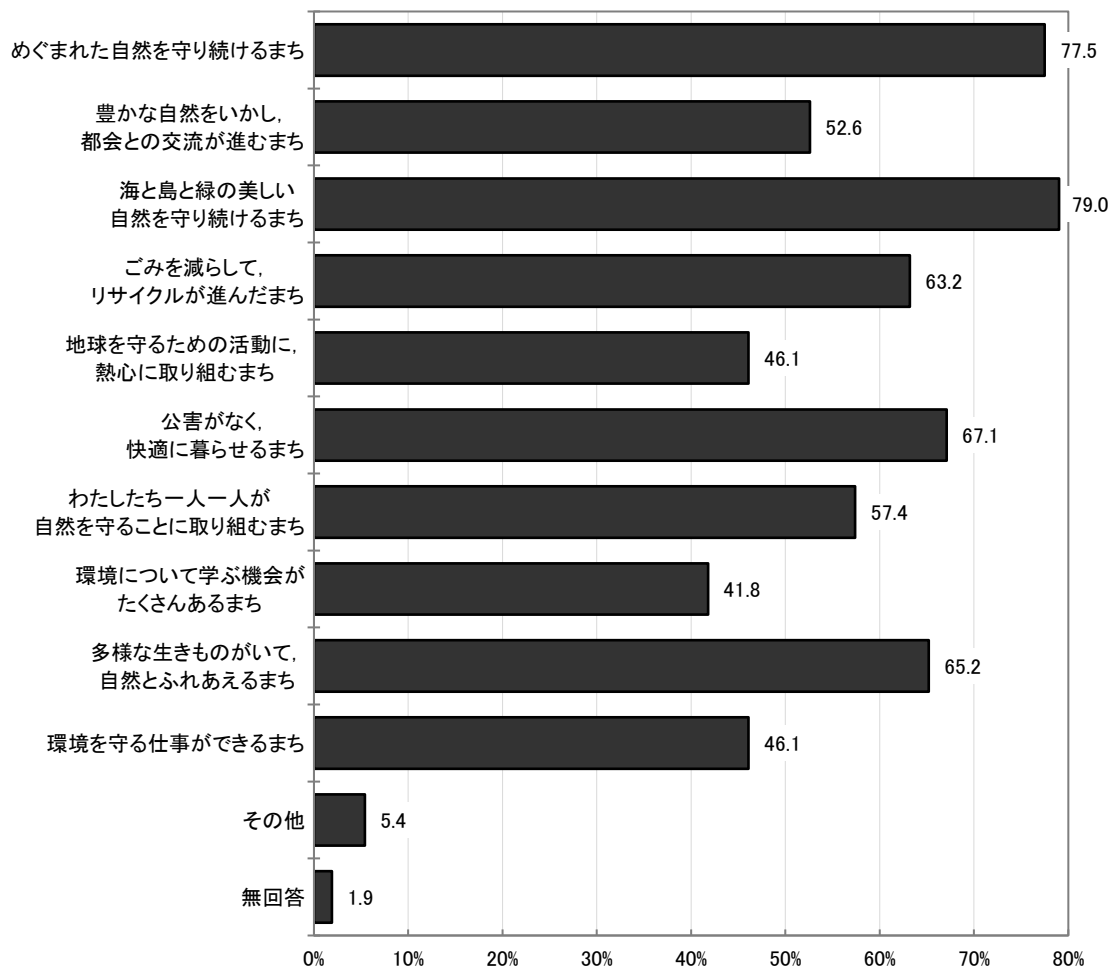
(MA) N=357



## 【小中学生】

「海と島と緑の美しい自然を守り続けるまち」が79.0%で最も高くなっています。次いで「めぐまれた自然を守り続けるまち」が77.5%、「公害がなく、快適に暮らせるまち」が67.1%で続いています。

(MA) N=462





### 第3節 前計画の進捗と課題

江田島市環境基本計画(計画期間:平成24年度(2012年度)~令和3年度(2021年度))では、本市の目指す環境像を「恵まれた美しい自然や海を次世代へつなぐ『環境未来島』えたじま」とし、「自然共生社会の構築」「生活・快適環境の保全」「循環型社会の構築」「低炭素社会の構築」及びこれらと横断的に関係する「環境教育・学習の推進」をあわせた5つの施策体系を掲げ、取組を進めてきました。

#### 自然と人が仲良く共生するしま（自然共生社会の構築）

自然環境の保全については、概ね環境改善の方向に向かっていますが、水質の悪化が見られる項目もあり、改善のための管理体制が求められます。

耕作放棄地の増加が課題となっており、各地に点在することから集落の景観維持や周辺の農産物への影響も懸念されています。

本市では、希少な海洋生物種の生息が確認されています。これらの野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。こうした生物多様性については、学校教育の中で子供たちへの啓発が進んでいますが、広く市民への周知が不十分であり、関心が低くなっていることが課題です。

身近な自然に直接ふれながら、「海辺の自然」「ふるさとの自然」をテーマとした科学研究や環境学習の場を企画・運営している「さとうみ科学館」を学校教育の場で活用するとともに全市民を対象とした環境教育の充実を図ります。

#### 安心して快適に暮らせる環境のしま（生活・快適環境の保全）

本市は、他地域に比べて大気環境・生活環境は、概ね良好な状態にあるといえますが、アンケートにおいてはまちの清潔さへの不満が比較的高く、ペットのフンの始末やごみ集積所の管理など、市民と協力しながら改善を進めていく必要があります。

地域の環境美化活動は、多くの市民の参加を得ながら進められており、まちをきれいにするとともに、安心して快適に生活するための重要な取組として、地域コミュニティの形成にも役立っています。

近年、海洋プラスチックごみへの世界的な関心が高くなっており、本市においても海岸への漂着ごみの多くがプラスチック類や発泡スチロールなどで占められています。各地で、海浜の清掃活動など、自主的かつ積極的な環境美化活動が行われていますが、依然として海岸、道路、河川等では、ごみのポイ捨てや不法投棄が見受けられ、市民の関心も高くなっています。

#### 資源を上手に使う環境にやさしいしま（循環型社会の構築）

循環型社会の形成は、我が国を挙げての取組であり、本市においても、市民の協力を得ながら、分別収集の推進や廃棄物のリサイクル活動に取り組んでいます。しかし、本市の1人1日当たりのごみ排出量は全国平均、広島県平均を上回っており、市民のリサイクル活動への意識を高めていくことが必要です。市民アンケートの結果では、市民の環境美化活動に対して、リサイクル活動への取組は少なくなっています。一方で、取組への関心は同程度に高く、行動につながる啓発が必要となっています。

本市の行政においても、リサイクルへの取組としてグリーン購入<sup>7</sup>制度の推進などに取り組んでいますが、一部の消耗品などでは進んでいるものの、今後とも対応する物品を検討していく必要があります。

<sup>7</sup> グリーン購入:製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

ります。海洋ごみについても、陸上の廃棄物から海に流出しているものもあるとされており、プラスチック製品の消耗品の利用を控えるなど、市民と協働でプラスチックごみの削減に取り組むことが期待されています。

## エネルギーを上手に使う地球環境にやさしいしま（低炭素社会の構築）

平成27年(2015年)に合意したパリ協定においては、地球温暖化防止に向け、低炭素社会の構築がより具体性を持って定められました。本市においても、近年の豪雨災害の深刻化など、地球温暖化の影響は徐々に現われており、無関係な問題ではなくなっています。本市も含め世界中の人々が省エネルギー活動を少しずつ積み重ね、地球温暖化防止に努めていくことが今後の重要なテーマとなっています。

本市の二酸化炭素排出量は、平成元年(1989年)で県内23市町の中では低い方から5番目となっています。10年前と比較すると排出量は減少傾向となっていますが、本市の人口規模に比例するように減少しており、市民一人ひとりの取組が大きく前進しているものではありません。

アンケートの結果においては、生活の中でのエコ活動は多岐にわたり推進されてきていますが、自動車の利用などについては意識が低く、市民の行動変容と、道具や乗り物の技術革新による相乗効果によって省エネルギーに導くことが必要です。

市内の事業所においては、再生エネルギーの利用や省エネ機器への買い換えなどでは消極的な所もありますが、空調やエコ製品の利用など、経済的にもできるところからの取組が進められています。今後、2050年(令和32年)にはすべて再生可能エネルギーの利用となるよう技術革新が世界規模で進められており、自動車や船舶、製造機器などの整備に向けた準備を進めていくよう、啓発していくことも必要です。

## みんなで環境を考え行動するしま（環境教育・学習の推進）

環境課題の解決には、行政による施策や指導だけではなく、市民や事業所の理解と協働が必要となります。一人ひとりが環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を実践していくことが重要となります。

本市は、小学校を対象とした環境教育、さとうみ科学館などでの自然観察会の開催、江田島市環境センター及び江田島市リレーセンターにおける施設見学や情報提供など、学校や地域において各種団体と連携を図りながら環境教育・学習を実施しています。また、持続可能な世界をつくるためのSDGsの取組についても、学校教育を含め、あらゆる場での啓発を進めています。

一方で、学校教育の場では、環境教育の教材として「博物館や科学館等」の利用は13.3%程度にとどまっており、教科書のほかインターネットでの情報や新聞記事などが主な教材となっています。地域の活動や環境保全の実態に触れながら、環境について考える機会が必要となっています。

こうして環境意識の市民の育成に努めるとともに、環境活動を一層促進するため、地域コミュニティのリーダーの育成なども一層推進していくことが求められるとともに、各活動主体間の連携により活動の充実・活性化を図る必要があります。

## 第3章 江田島市の目指す環境像と基本目標

### 第1節 江田島市の目指す環境像

本計画では、第1期計画から引き続き、以下の環境像を目指すものとします。

#### 現行計画の環境像

恵まれた美しい自然や海を次世代へつなぐ『環境未来島』えたじま  
～持続可能な社会に向けて、みんなで考えみんなで動ける環境の島～

### 第2節 基本目標

#### 地球環境にやさしいしま(カーボンリサイクル<sup>8</sup>など地球温暖化対策)

再生可能エネルギーの導入、省エネ・節電対策の推進、環境にやさしい乗物の利用など、様々な地球温暖化対策を推進することにより、エネルギーを上手に使うことができる地球環境にやさしいしまを目指します。また、国の目指す、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル<sup>9</sup>」の実現に向け、本市においても、令和32年(2050年)において、温室効果ガス排出量の実質ゼロ(ネット・ゼロカーボン)を目指します。

#### 資源を大切にすリサイクルのしま(廃棄物抑制など循環型社会の実現)

私たち一人ひとりが「もったいない」の精神のもと、廃棄物の5R<sup>10</sup>それぞれの段階に応じた取組を推進することにより、資源を上手に循環させることができる資源を大切にすリサイクルのしまを目指します。また、ごみのないまちづくりなどにより、日常生活に潤いと快適が実感できる美しいしまを目指します。

#### 自然と人が仲良く共生するしま(緑公園 景観 生物多様性など 自然環境の保全)

森林や瀬戸内海などの自然環境、野生動植物の生息・生育環境を保全し、健全な生態系や生物多様性、自然と気軽にふれあえる場を確保することにより、自然と人が仲良く共生できるしまを目指します。

<sup>8</sup> カーボンリサイクル:地球温暖化の原因とされているCO<sub>2</sub>を炭素資源と捉えて回収し、多様な炭素化合物として再利用することで、CO<sub>2</sub>排出量を減らすこと。

<sup>9</sup> カーボンニュートラル:温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることをいう。

<sup>10</sup> 5R:ごみの減量化や再資源化を進めるための方法で、Refuse(断る)、Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Repair(修理)、Recycle(再生利用)の5つを総称していう。

## みんなが環境を考え行動するしま(環境 学習 環境産業振興 環境活動など 人づくり)

市・市民・事業者が相互に連携を図りながら環境教育や環境学習を推進することにより、みんなが環境について考え、一人ひとりが自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践できるしまを目指します。

## 人にも地域にも快適なしま(気象 水象など 地域環境の保全)

良好な空気・水・土壌が確保され、安全・安心に暮らせる環境のしまを目指します。また、海洋プラスチックごみの新たな流出がゼロになる仕組みの構築に向けた取組や海洋生分解性素材等の代替素材の開発を進めるとともに、海へのプラスチックごみや汚染物質の流出防止対策など、海や人にやさしい島を目指します。

## 第3節 重点プロジェクト

### 市民一人ひとりの環境への関心・行動を高める、環境教育の推進

各種施策やプロジェクトを効果的に推進していくためには、市民等の環境に関する意識を向上させ、行動に結びつけるための教育・学習が重要です。

本市全域の環境教育・学習を推進するため、いつでもどこでも環境のことが学べる場や機会を創出します。

市民アンケート結果でも、環境に関する学習会や講演会等への関心は4割程度の市民が抱いているものの、実際に参加する人は1割未満にとどまっており、身近なところで様々な学習機会を設けていくことにより、市民の理解や活動への参加者の増加につなげます。

### 環境教育や地域活動への参加機会の情報発信

市内の各地域での環境教育や市民参加の取組を促進するため、行政や学校、さとうみ科学館はもちろんのこと、市民や市民団体、事業者などが企画・実施する環境イベントや環境学習講座などの情報が、広く市民等に届くよう多様な方法での情報発信を進めます。また、

今後、感染症等の対策のため、地域における大規模な集会等が敬遠される一方、ICT<sup>11</sup>の整備が進み、さらに利便性が高まっていくと見込まれることから、各主体による情報の受発信を支援し、仲間との出会や交流を促すような仕組みづくりを行い、市内各所で環境学習の輪を広げていきます。

### 学校等での環境教育の充実

各学校等においては、体系的な環境教育に取り組み、未来を担う子どもたちの環境への関心を高め、正しい知識を持ち、行動ができる人材を育てていくことが望まれます。また、子どもたちの保護者等や地域との関係づくりに子どもたちの教育や学校からの情報発信は密接に関わることから、ゲストティーチャー<sup>12</sup>や社会見学など、学校と地域とのつながりを重視した教育に努めます。

また、さとうみ科学館との連携を強化し、科学館の見学以外にも、本市の特色を活かした教材の活用や地域との連携を担うコーディネーターとしての役割の強化を図ります。

### 環境に関わる地域活動の活性化と参加促進

環境教育・環境保全活動を活発化するには、地域コミュニティの中で、異なる立場・意見を持ったものが協働しながら、課題解決に向けて取り組むことが大切です。環境保全というテーマを通し、様々な学びや人づくり、パートナーシップづくりが生まれるため、多くの市民が参加する事業実施に展開させていくことが重要です。市内に限定することなく、広島県や近隣の地域活動団体、NPO等との連携を図り、交流や情報交換を進めながら、活動の多様化と充実に努めます。

<sup>11</sup> ICT:Information and Communication Technologyの略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。

<sup>12</sup> ゲストティーチャー:指導者として特別に学校に招いた一般の人々のことを指し、公式的ではないが広く定着した用語である。各種の職業人やボランティア活動に取り組む人、様々な知識や趣味をもつ人など、その道の専門家が語る言葉は、「生きた」「本物の」体験や情報として児童・生徒に受けとめられる。

## きれいな海を育むための廃棄物等流出物防止の推進

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こす、本市においても無視できない問題となっています。本市では海岸漂着ごみの多くがプラスチック製品や発泡スチロールなどとなっており、マイクロプラスチックによる漁業への影響なども懸念されます。

広島県では、瀬戸内海的环境保全に取り組み、令和32年(2050年)までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロとすることを目指し、令和3年(2021年)6月に「海洋プラスチックごみゼロ宣言」を行っています。

市民アンケートにおいても、水辺環境の改善やごみの不法投棄対策などへのニーズが非常に高くなっており、積極的に取り組んでいく必要があります。

陸上で排出される様々なプラスチックごみや屋外放置プラスチックの風化による海洋へのマイクロプラスチック流出を防止するとともに、環境に優しい製品の利用を促進します。

## プラスチック製品のリサイクルと使用量の削減

容器包装リサイクル法では、ペットボトルやプラスチックを含む容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者は再商品化(リサイクル)するという、3者が一体となって取り組むことが義務付けられています。本市においても分別回収などの取組は進んでいますが、リサイクルに回らないプラスチック製品も多数あります。

このため、プラスチック製品の廃棄量そのものを削減する取組を推進する必要があります。いわゆる「ワンウェイプラスチック<sup>13</sup>」と呼ばれる使い捨て製品や、可燃物との分離が困難な製品、過剰包装などの削減に努めるリデュース・リフューズ、また、プラスチック製品の修繕・メンテナンス等による長寿命化・再使用等のリペア・リユース、使用済みプラスチックの回収・再資源化を図るリサイクル、この5Rの活動を中心とし、市民、事業所、行政が連携してアイデアを出し合いながら推進する体制を構築します。

## プラスチックの流出防止に向けた取組

5Rの取組をベースとしつつ、プラスチックごみの適正処理や意図的な投棄等の削減を推進することで、プラスチックごみの海洋流出の防止に努めます。

県や周辺市町と連携した広域的な資源リサイクルの強化を図るとともに、最新の処理技術の導入やリサイクル製品の利用などを促進します。

また、ごみの不法投棄がなくなるよう、市民や事業所、本市を訪れる人に対し、分別回収やごみの持ち帰りなどについての情報提供を積極的に行い、環境意識の醸成を促進します。

さらに、海域で使用される漁具等のプラスチック製品の非意図的な流出を含め、可能な限り流出を防止するため、国の「漁業系廃棄物処理計画策定指針」や「漁業系廃棄物処理ガイドライン」をより周知し、漁業者による操業前後の点検等、漁具の適正な使用・管理・廃棄が行われるよう、事業者団体を通じ徹底を図ります。

<sup>13</sup> ワンウェイプラスチック:一回使用されたあと、ごみまたは資源として回収されるプラスチックのこと。

## プラスチックごみ等の清掃・回収活動の促進

日常生活や事業活動の中で発生したプラスチックごみの一部が、ポイ捨てや不法投棄などにより意図的に自然環境の中に流出されているものがあります。また、回収されない漁具や海洋レジャーのごみなどが海中に流出している場合も見られます。

本市においても、市民ボランティアや漁業関係者等による美化清掃活動が実施されてきたところですが、それらの取組が一層推進されるよう、支援を継続します。

さらに、市民(企業、自治会、環境団体等)が地方公共団体と連携し、一定区画の公共地域(バス停、道路、公園、河川敷、海岸等)を愛着を持って清掃美化・管理活動を行う「アダプト・プログラム」の展開を促進し、各種活動の連携や県内類似事業等の研修など、活動をさらに加速させるための支援に努めます。

また、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(毎年5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日))及び「海ごみゼロウィーク」(毎年5月30日～6月8日(世界海洋デー)前後)を中心として本市、及び国、県、事業所、市民団体等が協働した集中的な監視パトロール・一斉美化活動、普及啓発活動を実施します。

## 地球温暖化防止に向けた取組と地域振興の両立

地球温暖化防止などのため、環境に配慮した経済活動が求められています。

令和3年(2021年)4月の気候変動サミットにより、日本においても令和12年度(2030年度)までに、温室効果ガス排出量46%削減(平成25年度(2013年度)比)の方針を打ち出しており、経済・産業界における環境への取組は急務となっています。

これらを踏まえ、国や県の制度を利用した減税や、カーボンオフセット<sup>14</sup>技術による新たな成長産業への参入などを通し、環境への配慮がベースとなった産業経済活動を進める必要があります。

事業者アンケートにおいても、環境への理解や関心はあるものの、経済的な理由や情報の不足などにより、取組が進みがたい現状が現われています。

地球温暖化対策は、人類の生存基盤に関わる重要な環境課題の一つとなっており、私たちは資源やエネルギーを効率よく利用する努力を行いながら、社会経済活動や生活様式の見直しを進めます。

## 温室効果ガス排出量の抑制への取組の推進

温室効果ガスの排出抑制には、低炭素社会の促進が必要となっています。様々なエネルギーを消費する事業者や家庭において、日常的に排出される二酸化炭素などの量を考え、省エネや効率的な活動を心がけるよう、啓発を推進します。

自動車や船舶など、交通機関の排出する二酸化炭素を抑制するため、EV<sup>15</sup>やPHV<sup>16</sup>を採用した自動車等の普及を促進するとともに、新しい技術を採用した動力機関等の採用について、事業者などと連携し、導入の支援に努めます。

<sup>14</sup> カーボンオフセット:日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

<sup>15</sup> EV:EVは、Electric Vehicleの略で、電気自動車のこと。

<sup>16</sup> PHV:Plug-in Hybrid Vehicleの略で、プラグインハイブリッド自動車のこと。外部電源から充電できるハイブリッド車。

令和32年(2050年)には、80%の二酸化炭素排出の抑制を目指し、取組を推進します。

## 再生可能エネルギーの利用の促進

国の地球温暖化防止基本計画では、地方公共団体に対し、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指すことを求めています。

再生可能エネルギーについては、様々な種類や生産方法が世界的に開発されていますが、本市での利用が可能かどうか、本市の地域特性を活かせるかなどを検討し、利用の促進を推進します。

例として、水素や天然ガスを利用した動力機関の導入、バイオマス<sup>17</sup>燃料の普及、下水汚泥由来の固形燃料、消化ガス<sup>18</sup>の発電等への活用など、長期的な視点で利用可能な技術が導入できるかどうか、検討を進めるとともに、民間事業者や家庭での利用に向けた情報提供に努めます。

## 持続可能な産業振興と地域づくり

上記のエコ活動や再生エネルギーの利用などにより、生活の質や産業・経済活動が低下しないよう、地域の環境を活かした産業振興を図ることが必要です。

島である本市においては、海産資源なども豊富であり、それらを活用した本市ならではの環境産業の振興など、民間事業者や学術機関等との連携を図りながら、検討を進めます。

また、最先端技術や農業、漁業等のイノベーション<sup>19</sup>により、地域特性を活かした産業集積、農作業の省力化、生産効率の向上など、様々な恩恵が期待できます。

こうした、環境に配慮した産業振興により、住環境、産業環境の向上にもつながることから、地域への愛着や定住意向などにもつなげます。

<sup>17</sup> バイオマス:再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

<sup>18</sup> 消化ガス:微生物が下水汚泥を消化したときに発生するガスのこと。

<sup>19</sup> イノベーション:新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。



## 第4章 施策の展開

---

### 第1節 各主体の基本的役割

江田島市の目指す環境像を実現していくためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担のもとに自主的・積極的に環境に配慮した行動をしていく必要があります。

#### 1 市の役割

市は、良好な環境を守り、育て、次の世代に引き継ぐため自ら施策を推進し、その成果を広く公表し、適切な進行管理を行います。また、地域の取組を支援する役割を担います。

さらに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣自治体と協力・連携して対応します。

#### 2 市民の役割

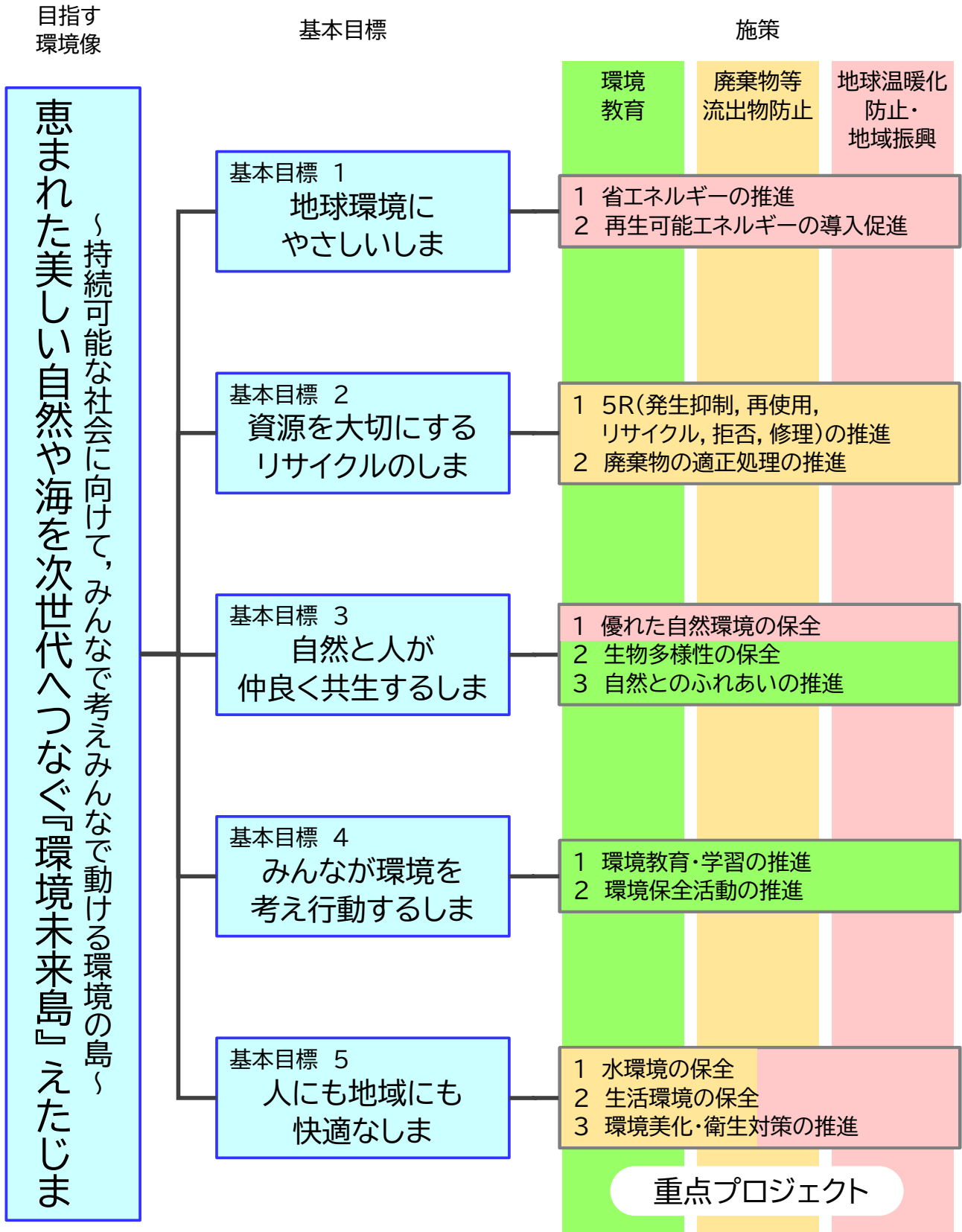
市民一人ひとりが都市・生活型公害や地球温暖化、廃棄物などの問題に対する関心や意識を高め、その解決のために行動します。また、生活様式を環境負荷の少ないものに転換していくことが市民の役割です。

#### 3 事業者の役割

事業者の社会的責任を踏まえ、公害の防止や廃棄物の適正な処理、自然環境の保全など環境保全対策に積極的に取り組むことが事業者の役割です。

また、市が実施する施策への協力や、地域の環境保全活動等に参加することにより、地域の環境づくりに貢献します。このような活動を通じて、社員に対する環境教育・学習を推進し、環境に対する関心を高めていくことも役割の一つです。

## 第2節 施策の体系



## 第3節 基本施策と各主体の取組

### 基本目標1 地球環境にやさしいしま

- 1 省エネルギーの推進
- 2 再生可能エネルギーの導入促進



#### 目標指標一覧

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	参考資料
江田島市全体の二酸化炭素排出量	275千トンCO2 (平成30年度)		
公共施設からの二酸化炭素排出量			
住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金交付件数			

## 1 省エネルギーの推進

### 現状と課題

地球温暖化問題は、様々な環境負荷の増大により地球規模での環境問題が生じ、人類の生存にかかわる重大なテーマになっています。こうした問題は、経済活動の拡大に加え、日常の生活におけるエネルギーや資源の消費と廃棄物の発生も一因となっており、私たちの暮らしや産業活動も、無関係ではありません。

本市の平成30年度(2018年度)の二酸化炭素排出量は約27万5千トンであり、平成21年度(2009年度)の約32万7千トンと比べて15.9%の減少となっています。また、平成30年度(2018年度)の二酸化炭素排出量は、広島県全体の0.6%を占め、県内23市町の中では低い方から5番目となっています。

しかし、長期的には更に大幅な二酸化炭素の排出削減が求められており、社会経済のあらゆるシステムを構造的に二酸化炭素の排出の少ないものとする必要があります。

市民アンケート調査においては、市民の省エネ化活動は概ね行われているといえますが、公共交通機関の利用や、家電製品の待機電力などにいつも気を遣っている人は2割未満となっており、利便性と省エネとの両立が課題となります。

また、これまでの普及啓発中心の施策だけでなく、市民・事業者の意識と行動の変革につながる実効性のある取組の推進や、先導的・モデル的な取組を通じた実践型の施策展開が必要となっています。

### 施策の内容

#### 1 省エネルギー対策の先導

- ◎費用対効果等の検証を十分にしながら、省エネルギー設備の導入について検討します。
- ◎市の設備更新や施策に省エネルギーの方針を取り込んでおり、今後も市が先導者となるよう率先して省エネルギー対策を実施します。
- ◎エネルギー効率の高い機器、断熱性能の高い建築物、BEMS<sup>20</sup>、高効率照明など省エネ技術・設備等の導入を促進します。

#### 2 暮らしにおける省エネルギー行動の推進

- ◎まちづくり出前講座、広報活動などを通じ、家庭における省エネルギーの意識を高めます。

#### 3 事業活動における省エネルギー対策の推進

- ◎事業所におけるISO14001<sup>21</sup>など環境マネジメント<sup>22</sup>システムの取得などを通じ、環境負荷の少

<sup>20</sup> BEMS: Building Energy Management Systemの略。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム(人感センサーや自動調光などによる室内環境の自動管理や、機器設備・配管等の温度・流量・圧力などのデータを収集して、運転管理者に対して評価を表示するなど)。

<sup>21</sup> ISO14001: 国際標準化機構(ISO)で制定した環境マネジメントに関する一連の国際規格であるISO14000シリーズの中で、中核をなす規格。ISO14001には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム(環境マネジメントシステム)を構築するための要求事項が規定されている。

<sup>22</sup> 環境マネジメント: 事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

ない省エネルギーな事業活動を促進するため、支援制度などの情報提供を図ります。

◎広島県と連携し、省エネルギーへの取組があまり進んでいない事業者等に対し、専門家を派遣するなど、自主的な取組が着実かつ効率的に達成されるためのサポートを実施します。

#### 4 運輸部門対策の推進

◎エコドライブ<sup>23</sup>の普及啓発、低公害車の導入促進により、運輸部門における省エネルギー対策を推進します。

◎街路灯等のLED<sup>24</sup>化など、道路設備の省エネ対策を推進します。

#### 5 省エネルギー設備・機器の導入促進

◎省エネルギー型製品や省エネルギー診断等の普及を促進します。また、エネルギー利用効率の高い高効率給湯器等の普及を図ります。

#### 6 自転車利用の促進

◎自転車利用者のニーズを把握し、駐輪場、レンタサイクル<sup>25</sup>等を整備し自転車を利用しやすい環境を整備します。また、自転車利用における安全性の確保とマナー向上のための啓発活動を行います。

### 各主体の取組

#### 市民の取組

- 不要な照明をなくすことや、使用していない場所の消灯をこまめにしましょう。
- 省エネ性能の高い家電の選択などに努めましょう。
- 環境家計簿の利用や省エネナビの設置により、二酸化炭素排出量の見える化に努めましょう。
- 地球温暖化防止に関する講習会やイベントに積極的に参加しましょう。
- 自転車、公共交通など環境にやさしい乗物を利用しましょう。
- 自動車を利用する時は、1人で乗らず、何人かで相乗りしましょう。
- 車を運転する際に急発進・急加速などをしないことや、アイドリングストップ<sup>26</sup>などエコドライブを推進しましょう。
- 低燃費・低公害車などエコカー<sup>27</sup>の導入に努めましょう。
- 地球温暖化防止イベントや省エネ対策の呼びかけに積極的に参加・協力しましょう。
- ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)<sup>28</sup>などの環境負荷の低い住宅に努めましょう。

<sup>23</sup> エコドライブ:省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出を抑制するための運転のこと。主に、アイドリングストップ、経済速度での運転、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

<sup>24</sup> LED:Light Emitting Diodeの略。日本語では発光ダイオードともいわれ、電圧を掛けることにより発光する特徴を持った半導体デバイスのこと。

<sup>25</sup> レンタサイクル:貸し自転車のこと。

<sup>26</sup> アイドリングストップ:駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることをやめること。

<sup>27</sup> エコカー:環境への負担が少ない車の総称。従来のエンジンの改良、電気自動車、エンジンと電気モーターのハイブリッドなどが試みられている。

<sup>28</sup> ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

## 事業所の取組

- 温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、環境マネジメントシステムによる事業活動の改善や、省エネルギー機器の導入など、事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。
- 建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、二酸化炭素排出量の少ない設備の導入に努めましょう。
- 省エネルギーにつながる建物緑化に努めましょう。
- 低燃費・低公害車などエコカーの導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践に努めましょう。
- 通勤や営業活動等では、できるだけ公共交通機関の利用に努めましょう。
- 再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を心がけましょう。
- 建物を建設する際は、「CASBEE(建築物総合環境評価システム)<sup>29</sup>」を活用し、環境負荷の低減に努めましょう。
- LCA(ライフサイクルアセスメント)<sup>30</sup>、省エネルギー診断等の手法を活用し、事業活動の省エネルギー化を図りましょう。
- ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)<sup>31</sup>などの環境負荷の低い建築に努めましょう。

---

<sup>29</sup> CASBEE(建築物総合環境評価システム):CASBEE ( Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency)は、財団法人「建築環境・省エネルギー機構(IBEK)」によって開発された、建築物を環境性能で評価するシステムである。

<sup>30</sup> LCA(ライフサイクルアセスメント):ある製品・サービスのライフサイクル全体(資源採取、原料生産、製品生産、流通・消費、廃棄・リサイクル)またはその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法のこと。

<sup>31</sup> ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

## 2 再生可能エネルギーの導入促進

### 現状と課題

今日の地球温暖化問題は、石油や石炭等の化石燃料の大量消費に伴う温室効果ガスの排出に起因しています。このため、エネルギーの生産過程において温室効果ガスを排出しない、太陽光や風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーへの転換が求められています。

国では、令和4年(2022年)4月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改正されることとなり、今後もより一層の再生可能エネルギーの導入促進が期待されます。

本市においても、住宅用太陽光発電システム等の設置に対する補助制度など、再生可能エネルギーの導入を促進しています。

産業分野においては、作業機械等への投資が必要なため、最新設備への移行や再生可能エネルギーの利用を前提とした機器への転換が困難である場合もあります。事業所調査においても費用面による導入困難を示す回答は多くみられています。本計画期間において、再生可能エネルギーの有効利用に向けた産業基盤を整えるための研究や準備、必要な支援について、積極的に検討していく必要があります。

また、本市の地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を模索するため、地域の人とモノの両方の視点から、資源の掘り起こしをする必要があります。

今後も再生可能エネルギーの導入促進を継続的かつ重点的に推進していきます。

### 施策の内容

#### 1 公共施設における再生可能エネルギーの導入

◎公共施設の整備においては、太陽光の活用など再生可能エネルギーの導入を推進します。

#### 2 民間における再生可能エネルギー導入の促進

◎住宅や工場等において、太陽光の活用など再生可能エネルギーの導入を促進するため、活用事例の情報提供や、本市の現状に合致した支援制度の検討を進めます。

#### 3 地域資源の活用

◎地元の事業の見直しと地域の人材の発掘を行うことにより、バイオマスエネルギーや海洋エネルギーなどを、市の自然、地域性に適した形で取り込み利用できるよう、調査・研究を行います。

#### 4 情報提供、意識啓発、調査研究

◎関係機関と連携し、当該事業の精査及び研究を行うとともに、市に適した事業を補助、奨励し、再生可能エネルギーに関する意識啓発に努めます。

## 各主体の取組

### 市民の取組

- 再生可能エネルギー導入の意義, 目的についての理解を深めましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを導入しましょう。

### 事業所の取組

- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを導入しましょう。
- 地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギー利用の調査・研究に協力しましょう。
- 再生可能エネルギーの情報提供, 普及啓発に協力しましょう。
- 再生エネルギーに関する研究開発を促進しましょう。



## 基本目標2 資源を大切にするリサイクルのしま

- 1 5R(発生抑制, 再使用, リサイクル, 拒否, 修理)の推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進



### 目標指標一覧

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	参考資料
ごみ搬入量	8,929トン (令和元年度)		
一人あたりのごみ排出量			
資源ごみ(びん・缶)の資源化率			
一般廃棄物最終処分量			

## 1 5R（発生抑制，再使用，リサイクル，拒否，修理）の推進

### 現状と課題

廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきました。廃棄物の発生量の高水準での推移、廃棄物処理施設の立地の困難性、不法投棄の増大など課題は尽きることはありません。

平成30年(2018年)6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年(2025年)までに国が講ずべき施策が示されました。

廃棄物などの3R(リデュース:発生抑制, リユース:再使用, リサイクル:再資源化)や2R(リフューズ:拒否・不要な物は受けとらない, リペア:修理)の考えに基づく取組は様々な形で推進されています。

本市においても、市民の協力を得ながら、分別収集の細分化(令和3年度(2021年度)現在, 8分類)やその徹底などを通じて、ごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます。

本市の1人1日当たりのごみ排出量は平成30年度(2018年度)に1,253g/人/日となっており、平成21年度(2009年度)の1,522g/人/日から減少傾向を示していますが、依然として全国平均(918g/人/日)、広島県平均(876g/人/日)を上回っています。

このため、市民のごみ問題に対する意識を啓発し、廃棄物・リサイクル対策をより充実させ、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指す一層の努力が必要です。

### 施策の内容

#### 1 市民等の5Rに関する意識啓発

◎市民・事業所などに対し、ごみ問題や循環型社会などに関する情報をわかりやすく提供するとともに、講演会や学習の機会などを確保し、5Rに関する意識啓発を図ります。

#### 2 市民参加による5Rの推進

◎生ごみの堆肥化、再生品の利用促進、ごみの分別区分の見直しなど、市民参加による5Rを推進します。また、ごみ処理場の見学会の実施など、市民等の環境意識を高めながら、3Rに加え、2Rに関わる取組を地域ぐるみで進めます。

#### 3 家庭用生ごみ処理機等の購入補助促進

◎家庭用生ごみ処理機等の補助を継続して行うとともに、利用の促進を図ります。

#### 4 事業系ごみの減量化対策の推進

◎発生源による抑制、過剰包装の抑制、流通包装廃棄物の排出抑制、再生品の使用促進など、事業系ごみの減量化対策を推進します。窓口案内、電話対応等で、廃棄に際しての指導を行います。

## 5 リサイクル関連法令の対応

- ◎容器包装リサイクル法, 家電リサイクル法, 資源有効利用促進法などリサイクル関連法令に基づき, 関係主体と連携して, それぞれの役割に応じた取組を推進します。
- ◎本市が独自に取り組んでいる, 小型電池, 小型充電電池, 羽毛ふとんのリサイクルについても, 回収量の拡大や効率的な資源化を推進します。

## 6 グリーン購入の推進

- ◎グリーン購入によるリサイクル商品の活用を率先して行います。消耗品以外にも, 環境に配慮しているかどうかという視点をもった調達に努めます。

## 7 ごみ処理有料化の検討

- ◎手数料確保のための指定ごみ袋の販売価格の適正化など, 家庭ごみの処理有料化制度の導入について検討します。

## 8 資源物の排出機会の拡大

- ◎効率的で効果的な資源化を推進するため, 新たな資源回収品目の拡大などについて調査・研究を行います。

## 各主体の取組

### 市民の取組

- マイバックの持参、詰め替え商品の購入など、ごみの発生抑制に努めましょう。
- 生ごみ処理機の活用など、暮らしの中でごみの減量化に取り組みましょう。
- フリーマーケットの活用など、物品の再使用に努めましょう。
- リサイクル商品の購入や資源回収活動への協力など、資源のリサイクルに努めましょう。
- 過剰包装を断るなど、ごみの発生抑制に努めましょう。
- 修理できるものは修理して長く使用しましょう。
- テレビ・パソコン・冷蔵庫等を廃棄する際には、家電リサイクル法に基づき適正に処分しましょう。
- ごみの出し方・分け方ガイドを踏まえながら、ごみの分別を徹底しましょう。
- 地域で行われている集団回収に協力しましょう。
- 再生品や再生資源等のグリーン購入に努めましょう。
- エコクッキング<sup>32</sup>など家庭で食品ロス<sup>33</sup>に取り組みましょう。

### 事業所の取組

- レジ袋の削減や詰め替え商品の販売など、ごみの発生抑制に協力しましょう。
- ごみの分別を徹底し、資源を有効利用しましょう。
- 事務用品等の再使用に努めましょう。
- リサイクル商品の製造や販売など、資源のリサイクルに努めましょう。
- 商品の過剰包装を可能な限り控えるなど、ごみの発生抑制に協力しましょう。
- 製品の長寿命化や修理しやすい構造とするなど、物品の長期使用に配慮しましょう。
- 流通段階での梱包材の簡易化に努めましょう。
- リサイクルしやすい製品の開発に努めましょう。
- 飲食店や食品加工場等では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯等の生ごみの減量化に努めましょう。
- ペーパーレス化<sup>34</sup>などを進め、発生ごみの減量に取り組みましょう。

<sup>32</sup> エコクッキング:食材を無駄なく使う料理法のこと。

<sup>33</sup> 食品ロス:本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

<sup>34</sup> ペーパーレス化:情報を紙に印刷して閲覧、伝達、保管など行なってきたのをやめ、デジタル機器の画面表示で代替すること。

## 2 廃棄物の適正処理の推進

### 現状と課題

廃棄物は放置されたり、不法投棄されやすく、全国各地で不法投棄問題が発生しています。

本市では、廃棄物の適正処理を一部事務組合で行ってきた経緯があり、環境センター(最終処分場)・粗大ごみ処理施設・ペットボトル減容化施設、清掃センター(ごみ焼却処理)などを整備してきました。このうち清掃センターについては、ダイオキシン対策を行うため、広島県一般廃棄物広域処理呉ブロック実施計画に基づき、平成14年(2002年)12月から呉市にごみの焼却処理を事務委託し、現在は、ごみの収集・運搬の中継基地の役割を担うリレーセンターとなっています。

一方、各種リサイクル法の施行による負担の増加や基準等の強化により、不法放棄等の不適正処理は依然として課題の一つとなっています。

このため、今後も一般廃棄物の適正処理を推進するとともに、関係機関と連携したパトロールの実施により、不法投棄の実態把握及びその防止に取り組む必要があります。

また、直接廃棄する場合以外にも、敷地内への不要品の放置なども散見されます。一部のプラスチック製品は紫外線による風化でマイクロプラスチックとして周囲に浮遊するなど、環境負荷につながる場合もあります。そうした不要品の処分についても、早期に取りかかることが求められています。

### 施策の内容

#### 1 環境センター、リレーセンター等の管理・充実

◎安全で効率的にごみを処理するため、環境センターの施設・設備の更新などを計画的に進めます。不燃ごみを減量し、最終処分場の延命を図るため、老朽化した設備の更新などを計画的に進めます。また、資源ごみの資源化率の向上や可燃ごみに混入する紙類の排除に取り組むなど、管理・充実に努めます。

#### 2 広域的なごみ処理体制の維持・強化

◎循環型社会の形成や地球環境問題への対応などの流れを踏まえ、呉市と連携しながら、広域的なごみ処理体制の維持・強化に努めます。

#### 3 不法投棄監視パトロールの実施

◎関係機関と連携して、陸域・海域からのパトロールを実施して、不法投棄等の不適正処理の早期発見及び実態把握を図り、原因者の究明や改善指導を徹底します。

◎従前どおり、関係機関と連携して、陸域・海域からのパトロールを実施します。不法投棄等の不適正処理の早期発見及び実態把握をするとともに、不適正処理のあった場所については、巡回及び監視の頻度を上げ、改善指導をすべき原因の究明を行います。

#### 4 廃棄物収集・処理・運搬体制の充実

◎家庭系一般廃棄物を適正に収集・運搬するため、老朽化した収集車の買い替え・更新を計画的に進めます。

#### 5 事業系一般廃棄物・産業廃棄物への対応

◎事業系一般廃棄物・産業廃棄物については、事業者責任に基づく適正処理を促進します。事業所

に対し各種制度や事例などの情報提供に努めながら、リサイクルやごみの減量化と適正処理、さらにはAI<sup>35</sup>/IoT<sup>36</sup>などのデジタル技術を活用した再生利用への取組や、エネルギー利用によるゼロ・エミッション化を促進します。

◎ごみ処理施設へ廃棄物を自己搬入する事業者に対して事業系一般廃棄物の分別の徹底、産業廃棄物の適正処理を指導します。

## 6 ごみ収集日の周知徹底

◎ごみの収集日について、広報やホームページを利用して周知徹底するよう図ります。

◎外国人の方に対して、ごみに関する情報の多言語化など、より分かりやすい周知を行っていきます。

## 7 最終処分場の継続的な確保

◎市内から発生する廃棄物の長期的かつ安定的な処分を担保するために、最終処分場については、廃棄物の受入管理及び埋立終了後の管理の徹底、適切な跡地利用を図ります。また、現在の最終処分場の状況を確認しながら、新規処分場事業の実施時期などについて検討を進めます。

## 8 適正な排出者負担

◎廃棄物の処理にかかる経費の見直しと効率化を図るとともに、適正なごみ処理を推進するために必要な経費についての精査を行い、排出者への応分の負担を求めます。

# 各主体の取組

### 市民の取組

- 野焼き等による焼却処分を行わないようにしましょう。
- 不法投棄の現場を発見した場合は、関係機関に連絡・相談しましょう。
- ごみの適正な分別に努めましょう。
- ごみステーションでは、利用のマナーに努めましょう。
- ごみの収集日を守り、決められた方法に従って排出しましょう。
- ペットのふん等は飼い主がきちんと始末しましょう。

### 事業所の取組

- 産業廃棄物の排出事業者は、「排出事業者処理責任の原則」に基づき、産業廃棄物の適正処理に努めましょう。
- 産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者は、マニフェスト<sup>37</sup>制度を適切に運用しましょう。
- 産業廃棄物は適正な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適正に処理しましょう。
- 空き地等の土地管理者は、廃棄物を不法投棄されないように適正に管理しましょう。
- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適切に処理しましょう。
- 土地の適正管理を行い、不法投棄を未然に防ぎましょう。

<sup>35</sup> AI:Artificial Intelligenceの略。人口知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムのこと。

<sup>36</sup> IoT:Internet of Thingsの略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、様々なモノがインターネットにつながり、より便利な生活やビジネスにつながる仕組みのこと。

<sup>37</sup> マニフェスト:産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

## 基本目標3 自然と人が仲良く共生するしま

- 1 優れた自然環境の保全
- 2 生物多様性の保全
- 3 自然とのふれあいの推進

目指すSDGs



### 目標指標一覧

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	参考資料
耕作放棄地面積			
自然体験型学習の実施回数			

# 1 優れた自然環境の保全

## 現状と課題

本市は、多島美の瀬戸内海(広島湾)に位置し、周辺の海域は瀬戸内海国立公園に指定され、海と身近にふれあうことができ、かつ、その恵みを満喫できる島です。また、古鷹山、クマン岳、三高山(砲台跡)、野登呂山(宇根山)、真道山、陀峯山など特徴的な山々がそびえ、緑に包まれた自然が広がっています。

瀬戸内海の水質については、窒素やリンの排出量を抑えることで改善がみられます。しかし、生物の育成には窒素やリン等も必要なものであり、それらを適正に管理することが求められています。

また、農地については耕作放棄地の増加により農地の荒廃が懸念されるため、今後も耕作放棄地面積の把握に努めるとともに、農地の有効活用などを図ることが必要です。

優れた自然環境の保全が、優れた住環境の維持につながると考えられることから、誇りと愛着のある郷土の環境を守っていくことにより、少子高齢化や移住定住施策などの最も基本となる、住みたくなるまちの環境へとつなげます。

## 施策の内容

### 1 海域環境の浄化と再生

◎広域的な連携を図りながら、海域環境の浄化に向けた取組を進めます。また、関係機関等との連携のもと、藻場や干潟の再生(造成)を進めます。平成27年(2015年)の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正に伴い、下水道処理水の放流基準の緩和に取り組むとともに、資源の増大を目指して、藻場や魚礁の整備を計画的に実施します。

### 2 自然保護に対する意識啓発と活動促進

◎さとうみ科学館主催観察会、国立江田島青少年交流の家と連携しながら、学校教育や社会教育、広報活動等の機会を活用し、自然保護に対する意識啓発を図り、不法投棄の未然防止や市民の主体的な自然保護活動の支援に努めます。

### 3 耕作放棄地の管理

◎優良な農地が遊休化することのないように、農業委員及び農地利用最適化推進員とともに、集積を行い流動化に努めます。

### 4 自然環境の保全と開発の調和

◎無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保全するため、関係法令を適正に運用し、自然環境と開発の調和を図ります。また、開発行為等においては、自然環境への負荷の軽減、自然の再生、生態系の保全や景観への配慮などがなされるよう、適切な指導に努めます。



## 5 森林の保全

- ◎土地所有者や関係団体などと連携しながら、本市の景観を特徴づけ、防災、水源かん養<sup>38</sup>、生きものの生息など、多様な公益的機能を備えた森林の保全に取り組むとともに、枯木の伐倒処理や造林、育林、竹林対策などに努めます。
- ◎ひろしまの森づくり県民税を財源とする事業の実施により、森林の適正管理に努めます。

## 6 地場産品消費の啓発

- ◎地場産品の消費拡大に向け、イベントや広報等でのPRに努めます。
- ◎本市の実り豊かな農林水産物の販売拠点の整備について検討を進めます。
- ◎「江田島市地域ブランド推進協議会」において認定されたえたじまブランド認定品の販路開拓を、関係機関と連携して行います。

## 7 多面的機能の発揮

- ◎自然環境に配慮しながら、農林水産業の振興や環境保全型農業にかかわる活動に取り組み、森林・農地・海の多面的機能の維持を促進します。

## 8 市民参加による自然環境調査

- ◎さとうみ科学館主催の観察会や調査会などの場や機会を設定し、得られた結果を自然環境の保全(広島県RDB調査)や学校教育等に活用します。

## 9 自然景観の保全

- ◎公共施設が整備される際には緑化も含めた計画となるよう提案するなど、学術的に価値の高い地形・地質及びすぐれた自然景観を、自然公園法や自然環境保全法などの関係法令を適切に運用することにより保全します。

<sup>38</sup> かん養:森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

## 各主体の取組

### 市民の取組

- 自然保護に興味・関心を持ち, 自然保護活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 森林所有者は, 森林の水源かん養など多面的機能の持続的発揮のため, 適切な山の管理に努めましょう。
- 農産物等を購入する際には, 地場産品を積極的に購入するよう努めましょう。
- 海岸や河川などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 市民団体等が主催する自然観察会等に参加しましょう。
- 水源のかん養, 山地災害の防止のほか, 木材の生産など森林の働きを理解しましょう。

### 事業所の取組

- 各種開発を行う際は, できる限り自然の改変を回避するよう配慮しましょう。
- 耕作放棄地の適正管理に協力しましょう。
- 農業者は, 環境保全型農業に努めましょう。
- 海岸や河川などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 地域住民と協力して自然環境の保全・復元に取り組みましょう。
- 森林の持つ公益的機能を向上させるため, 適切な森林管理を行いましょう。

## 2 生物多様性の保全

### 現状と課題

本市の植生は、山地にアカマツ林、山麓に果樹園(みかん畑)が広く分布しています。大型哺乳類には乏しいですが、小型哺乳類や鳥類、昆虫類等は周辺の市町と同様な種が生息しています。また良好な海域環境を反映して多くの貝類や甲殻類などが生息しています。

今年度公表される次期広島県RDBに掲載されているカブトガニ(絶滅危惧Ⅰ類)やハスノハカシパン(絶滅危惧Ⅱ類)、ハクセンシオマネキ(準絶滅危惧)など、希少な海産無脊椎動物複数種の生息が確認されています。また、砂浜や河口付近に生育するハマウドやハマサジなどが確認されており、これら希少な野生生物については、生息・生育状況の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、イノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害(平成22年度(2010年度)の被害面積22.44ha、被害金額30,102千円)が生じており、適正な個体数管理が求められています。

さらに、他地域から持ち込まれたものを含め、外来種は、在来の野生生物を食べたり、生息・生育場所やエサを奪ったり、近縁種と交雑し遺伝的なかく乱をもたらすなど、地域固有の生態系への影響が発生しています。

学校教育の場では生物多様性の重要性についての教育も進んでおり、アンケートにおいても小・中学生の理解は進んでいることが確認されます。一方で市民アンケートでは生物多様性への理解は高いとは言えず、世代、年齢を超えた普及啓発活動が重要となっています。

### 施策の内容

#### 1 生物多様性地域戦略の推進

◎広島県の「未来へつなげ命の環！ひろしまプラン」-生物多様性広島戦略に基づき、生物多様性の保全及び持続的利用に関する取組を推進します。

#### 2 生物多様性の実態把握と市民への周知

◎野生生物の生息・生育状況の現状を把握するとともに、生物多様性や生態系の保全と持続可能な利用を図る重要性についての啓発活動等を行い、生物多様性に対する県民の理解を高めます。

#### 3 希少野生生物の保護

◎希少な野生生物の環境条件等を把握し、広島県RDBの基礎資料とするなどの活用を図ります。  
◎「野生生物の種の保護に関する条例」等の規制により、生態系の生息・生育の維持に努めます。

#### 4 野生鳥獣の適正管理

◎国や県と連携して、野生鳥獣の適正管理に努め、野生鳥獣による農作物の被害の軽減を図ります。

#### 5 外来生物対策の推進

◎国や県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法の啓発に努めます。また、健全な生態系への被害が生じるおそれのある場合は、防除対策を推進します。  
◎侵入初期段階での防除活動や市民による防除活動の取組などを推進し、外来生物の定着や生息

域の拡大防止を図ります。

## 6 傷病野生動物の保護

◎関係機関と連携し、一時的に保護したけがや病気の野生動物(鳥獣)を自然に帰せるよう努めます。

## 7 ビオトープ<sup>39</sup>の保全・再生

◎生物の生育、生育環境の保全に配慮し、ビオトープの保全・再生等に努めます。

## 8 生物に配慮した水質の監視、観測

◎関係機関と連携し、生物の生存に適した水質の監視、観測とともに、必要に応じ指導・規制に努めます。

## 9 干潟・藻場の保全

◎海辺の生物や漁業資源の生息・生育環境を確保するため、稚魚の隠れ家となる藻場と魚礁の保全・整備を計画的に推進します。

## 10 里山林の整備

◎小動物や草花など、多様な生物の生息する森林空間の育成や生活環境を改善するため、里山林の整備を推進。

◎森の守り手の育成に努めながら、風倒木や支障木の伐採など、景観と里山林の環境整備を推進します。

## 各主体の取組

### 市民の取組

- 生物多様性や健全な生態系に興味・関心を持ち、野生生物保護活動に参加・協力しましょう。
- 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- 外来生物の飼育や栽培は適切に行い、最後まで責任を持ちましょう。
- 地域の生態系を理解するため、生物調査などに参加・協力しましょう。
- 野生生物(鳥獣)に餌をやらないようにしましょう。
- 動物の生態に配慮した適正な狩猟に努めましょう。

### 事業所の取組

- 各種開発を行う際は、野生生物の生息・生育環境の保全に配慮しましょう。
- 野生生物の保護活動への参加や支援に努めましょう。
- 農林業者は、野生鳥獣の保護管理計画に協力しましょう。
- 外来生物の販売業者は、適切な飼育や栽培方法についての啓発に努めましょう。
- 夜間照明は、生物に影響を与えないよう、配置や方向、点灯時間に配慮しましょう。
- ビオトープの保全・再生に協力しましょう。
- 野生生物の生息・生育環境に配慮した農業・漁業に努めましょう。

<sup>39</sup> ビオトープ:その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多い。

### 3 自然とのふれあいの推進

#### 現状と課題

自然環境は本市の財産であり、その管理が重要です。手つかずの自然が存在するものではなく、人間の手が伸び放題の草木を伐採し、山道を整理し、海浜の清掃を行い、美しい島の自然環境を維持しています。この恵みを今後も受け取ることができるように、より多くの市民が自然とふれあうことのできる場の充実や機会の提供を行い、かけがいのない自然を守る意識を培っていくことが必要です。優れた自然景観や古き良き人と自然が支えあい共存する姿が残されている本市は、自然から学び、自然を体験する場として重要な地域です。

#### 施策の内容

##### 1 エコツーリズム<sup>40</sup>の推進

◎自然を活かし、自然とふれあい、自然を学ぶことができるエコツーリズムを推進します。

##### 2 森林を生かした自然体験の場の整備・充実

◎創造の森周辺や古鷹記念公園、野登呂山の整備・充実と活用を図ります。

◎「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする事業により、地元団体の協力を得ながら、森林の整備と活用を推進します。

##### 3 海とふれあう場の整備・充実

◎市内海水浴場においては、海と直接ふれあう場や海の景観を楽しむ場など、海とのかかわりを持った空間づくりを推進します。また、自然海岸等の保全を図るとともに、市民ボランティア等の参加を得ながら、海岸線の清掃・美化を推進します。

◎漁業者などにおいて、毎年海の日に合わせて、海岸に流れ着いた漂着ごみの回収を実施します。また、養殖資材等を流出させない取組を促進します。

##### 4 自然と共生するためのマナーの啓発

◎ごみの持ち帰り、自然植生の保護などのマナーについて、広報等による啓発に努めます。

##### 5 農地・森林・海の環境保全への参加や支援の拡大

◎市民の農林水産物の栽培・収穫等への参加体験や地産地消など、市民に開かれた農林水産業や生産者と消費者の顔の見える関係づくりを促進し、農地・森林・海の環境保全への参加や支援の拡大を推進します。

◎本市の農林水産物や加工品を販売する地域振興施設の整備について協議を進め、品質・鮮度の良い農林水産物の販売とともに、環境保全の大切さのPRにつなげます。

<sup>40</sup> エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

## 各主体の取組

### 市民の取組

- 自然とふれあえる場を積極的に利用しましょう。
- 自然とふれあうイベントに参加しましょう。
- エコツーリズムに参加しましょう。
- 自然公園等の利用に際しての規制を守りましょう。
- 自然保護団体の活動や地区の緑化活動等に参加しましょう。
- 農業体験学習等に参加し、農山村の自然や文化との交流に努めましょう。
- 自然とふれあう場に出したごみは必ず持ち帰りましょう。

### 事業所の取組

- 農林漁業体験など自然とふれあえる機会の提供に努めましょう。
- 自然とふれあうイベントに参加・協力しましょう。
- エコツーリズムを推進しましょう。
- 自然公園等の利用に際しての規制を守りましょう。
- 自然保護団体の活動や地区の緑化活動等に参加・協力しましょう。

## 基本目標4 みんなが環境を考え行動するしま

- 1 環境教育・学習の推進
- 2 環境保全活動の推進



### 目標指標一覧

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	参考資料
環境に関するイベントの実施回数			
環境に関する出前講座の実施回数			
廃棄物処理施設の見学実施回数			

## 1 環境教育・学習の推進

### 現状と課題

私たちの取り組むべき環境問題は、地域の生活環境の保全から自然との共生、資源の有効利用、地球温暖化まで多岐にわたり、複雑化してきています。そのため、私たち一人ひとりが環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を実践していくことが重要となります。

自然と共生する社会の実現や地球環境の保全などを目的とした「生物多様性」を確保する取組が進められ、自然に親しむことの大切さが見直されている一方で、生活実態としては、ますます自然から離れ、身近にある自然と共生することの大切さを、体験的に、また、継続的に学ぶ場や機会が少ないのが現状です。

本市は、小学校を対象とした環境教育、自然観察会の開催、江田島市環境センター及び江田島市リレーセンターにおける施設見学や情報提供など、学校や地域において各種団体と連携を図りながら環境教育・学習を実施してきました。

しかし、教職員アンケートでは、科学館等の環境教材としての位置づけの意識が低く、地域の環境よりも地球規模の環境変化についての授業が多いことがうかがえます。

今後は、身近な環境の保全を意識できるよう、さらに幅広くあらゆる場面において、環境教育・学習が活発に行われるように、学校教育や社会教育等での取組の推進、指導者の育成、学習拠点の充実に取り組むことが必要です。

### 施策の内容

#### 1 指導者の育成

- ◎教職員や市民団体等を対象とした環境教育・学習の指導に関する研修会を開催し、指導者の育成を図ります。また、指導者間の連携強化を図るため、ネットワークづくりを支援します。
- ◎江田島市初任者研修において実施している「さとうみ科学館」の見学及び海での活動を今後も継続し、環境教育に係る指導力の育成を図ります。
- ◎「国立江田島青少年交流の家」の教育事業などを活用し、環境教育に係る指導者養成を図ります。

#### 2 環境教育・学習拠点の充実

- ◎幅広い市民の環境に関するニーズに対応できるよう、環境学習拠点の充実を図ります。

#### 3 あらゆる場面における環境教育・学習の推進

- ◎市民・事業者等と連携を図り、総合的な学習の時間等を通じた環境教育や体験型の環境学習などを推進し、次世代を担う子供たちの環境に対する知識や理解を深めます。また、子供たちが学校等で学んだ環境教育・学習の内容を保護者や地域住民と一緒に実践できるよう、学校と家庭、地域が連携した環境教育・学習を推進します。

#### 4 自然体験型環境教育の推進

- ◎本市の自然特性を活かし、さとうみ科学館主催観察会などを定期的実施し、自然体験活動を重視した継続的な環境教育を推進していくことで、自然に親しみ、知的好奇心や探究心を育てながら、生命を尊び、自然を大切に、郷土を愛する豊かな心を育みます。



## 5 環境情報の提供

◎市内において自主的に環境活動を行っている団体の把握に努め、広報やホームページにおいて、各活動主体の活動状態の紹介や、環境に関する情報の提供等を行います。

## 6 こどもエコクラブの活動支援

◎こどもエコクラブへ参加している小学校や団体から出前講座や資材提供の依頼があれば講師の派遣や資材提供することで活動を支援します。

## 7 イベントを通じた環境への関心の喚起

◎環境月間行事などの各種イベントを通じて市民の環境に対する関心を喚起します。

◎新たな環境問題への関心が高まるような様々な啓発を行っていきます。

## 各主体の取組

### 市民の取組

- 学校や地域における環境教育・学習に参加・協力しましょう。
- 家庭で環境について話し合う機会を持ち、実践につなげましょう。
- 環境教育・学習の拠点を活用し、周囲に活動の輪を広げましょう。
- 市等が提供する環境情報を収集し、環境に関する知識や意識の向上に努めましょう。
- こどもエコクラブの活動などに積極的に参加・協力しましょう。
- 水辺の教室など、環境調査や自然観察会などに参加し、環境保全に対する理解を深めましょう。

### 事業所の取組

- 学校や地域における環境教育・学習に参加・協力しましょう。
- 従業員の研修制度に環境問題を取り入れるなど、職場全体で環境教育・学習を推進しましょう。
- 施設見学の受け入れや農林水産業体験など、体験型の環境教育・学習に協力しましょう。
- 専門知識を有する人材を講師として派遣する等、環境教育の支援に努めましょう。
- こどもエコクラブの活動などに積極的に支援・協力しましょう。
- 市・市民などと連携し、環境教育・学習の人材、ノウハウなどを提供しましょう。
- ボランティア休暇制度など、社員の環境保全活動参加を支援する体制を整備しましょう。

## 2 環境保全活動の推進

### 現状と課題

環境問題がクローズアップされる中で、市民・事業者等の自主的な活動が大きな役割を果たすようになってきています。このような活動は、多様で自由な発想に基づく自立した活動です。

本市においては、市民・事業者による廃棄物の減量化・リサイクル活動、環境美化活動、自然保護活動などの環境保全活動が実施されています。

市民・事業者アンケートの結果においても、地域での環境活動に関心のある市民や事業所は半数を超えており、身近な活動の参加へとつなげていくことが必要です。

今後も、各主体が自発的に行う環境保全活動を一層推進するとともに、各主体間の連携により活動の充実・活性化を図る必要があります。

### 施策の内容

#### 1 市民等が自発的に行う環境保全活動の支援

◎環境美化活動の協働実施、活動内容の紹介・情報提供など、地域や市民団体等が自発的に行う環境保全活動を支援します。

#### 2 事業者が自発的に行う環境保全活動の支援

◎ISO14001やエコアクション21<sup>41</sup>などの環境マネジメントシステムに関する情報提供や普及啓発などに努めます。

◎事業者が自発的に行う環境情報発信・啓発活動等の環境保全活動について情報収集を行い、活動内容の把握に努めます。

◎ボランティア清掃に対するごみ袋の提供等、社会貢献活動等による地域環境美化・保全活動の支援を継続します。

#### 3 環境に配慮した率先的行動

◎グリーン購入法に基づく調達推進及び電気使用量の削減を図るための取組を率先して積極的に実施します。

#### 4 多様な主体が一体となって環境保全活動に取り組む体制の充実

◎公衆衛生推進協議会の活動支援など、市・市民・事業者の各主体が協働して環境保全活動に取り組む自主的な活動を促進し、また、団体やグループが、気軽に環境保全活動に取り組むことができるよう支援します。

#### 5 交流の場づくりと連携の強化

◎市・市民・事業者など様々な立場の主体が、自らの有する環境情報を積極的に受発信できる交流の場を構築・活用します。また、市が自ら収集・整理した環境情報及び他の主体から提供された環

<sup>41</sup> エコアクション21:中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

境情報について、HPをはじめとした市のメディアにおいて、情報利用者が参照しやすい形で発信するよう努めます。

## 6 あらゆる主体による環境政策への参加の推進

◎環境問題の現状、課題、取組等にかかる環境情報を誰でも容易に入手できる体制を整備し、環境行政のあらゆる過程において、市・市民・事業者が連携・協働し、知恵を持ち寄り、共に考え、そして行動し、成果を検証するなど、あらゆる主体の環境政策への参加をより一層進めます。

### 各主体の取組

#### 市民の取組

- 環境に関する情報を積極的に活用し、日常生活における環境配慮行動を実践しましょう。
- 地域や市民団体の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の環境美化活動など、各主体間の協働した環境保全活動に積極的に係わりましょう。
- 環境に関する地域の意見や活動の取組について、情報の発信に努めましょう。
- 環境に配慮した事業活動を行っている事業者への理解・関心を深めましょう。

#### 事業所の取組

- 事業活動における環境配慮行動を実践しましょう。
- ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入など、事業活動における自主的な活動を推進しましょう。
- 地域の環境美化活動など、各主体間の協働した環境保全活動に積極的に係わりましょう。
- 環境ビジネスの創出につながる新たな技術開発に努めましょう。
- 環境保全活動の実施状況等を、ホームページや環境報告書などで広く公表しましょう。

## 基本目標5 人にも地域にも快適なしま

- 1 水環境の保全
- 2 生活環境の保全
- 3 環境美化・衛生対策の推進



### 目標指標一覧

指標		基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	参考資料
江田島市周辺 海域の水質	COD75%	2.5mg/L (平成30年度)		
	全窒素(表層)	0.17mg/L (平成30年度)		
	全りん(表層)	0.023mg/L (平成30年度)		
水洗化率(水洗化人口)		77.9% (令和3年3月)		
海岸漂着ごみ量(プラスチック類)		(令和2年)		

## 1 水環境の保全

### 現状と課題

広島湾は閉鎖性水域であるため、汚濁物質が蓄積しやすくなっており、COD(化学的酸素要求量)は、環境基準(A類型:2mg/L以下)を達成できていません。一方、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成できています。

令和2年度(2020年度)の水洗化率は77.9%であり、年々増加していますが、全国平均の91.7%及び広島県平均の88.8%に比べ依然として低い状況にあるため、地域の実情に応じた生活排水対策を計画的に進める必要があります。

また、広島県では海洋プラスチックごみの大幅な削減を目指して取組が進められており、本市においても海の環境の保全是、市民アンケートで最もニーズの高い項目の一つとなっています。

住宅や事業所の周辺の環境にプラスチックの流出がないよう、廃棄や管理に努め、瀬戸内らしい水辺環境を保全することが求められます。

### 施策の内容

#### 1 生活排水処理対策の推進

◎公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の地域住民への接続、利用を促進します。また、公共下水道等の処理区域外などでは、江田島市浄化槽設置整備事業補助金を活用した合併処理浄化槽<sup>42</sup>への転換を促進し、設置者に対して、定期点検・清掃の徹底及び適正な利用方法について啓発します。さらに、市民と連携した家庭で実践できる生活排水対策の啓発に努めます。

#### 2 瀬戸内海に流入する負荷量の削減

- ◎農林水産業等における環境負荷対策を推進し、瀬戸内海への負荷量削減を図ります。
- ◎海岸の漂着ごみや海洋ごみの減少に向け、漁具等の最適な廃棄処分について取り組みます。

#### 3 地下水汚染対策の推進

◎県などと連携し、公共用水域及び地下水の水質を常時監視する体制を充実するとともに、有害物質の適正な使用・保管の徹底などを通じ、有害物質による地下水汚染の防止を図ります。また、地下水の汚染が判明した場合には、関係機関等と連携し適切な対策を実施します。

#### 4 井戸の適正管理及び汚染に対する関心喚起

◎井戸の適正管理や井戸水(地下水)汚染に対する啓発に努めます。

<sup>42</sup> 合併処理浄化槽:し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

## 各主体の取組

### 市民の役割

- 公共下水道等の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 公共下水道等の計画区域では、速やかに下水道へ接続しましょう。
- 家庭で実践できる生活排水対策に取り組みましょう。
- 節水や雨水の有効利用に努めましょう。
- 井戸を所有(井戸水を飲用)している家庭では、適正管理に努めましょう。
- 庭などの宅地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。

### 事業所の役割

- 公共下水道等の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 公共下水道等の計画区域では、速やかに下水道へ接続しましょう。
- 農林水産業者等は、農地・漁場等における環境負荷低減対策に努めましょう。
- 地下水の適正な利用・管理に努めましょう。
- 地下水汚染が確認された場合は、市の関連組織に指導を仰ぐなど、適切な対応に努めましょう。
- 開発工事等に伴う土砂の流出を防止するよう努めましょう。
- 雨水タンクを設置するなどし、雨水の有効利用に努めましょう。
- 敷地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。

## 2 生活環境の保全

### 現状と課題

本市は、他地域に比べて大規模な事業所が少なく、自動車の交通量も少ないことから、大気環境・生活環境は、概ね良好な状態にあるといえますが、市民一人あたりに換算した排出量が極端に少ないわけではなく一層の改善の取り組む必要があります。

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間さらされることにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。

このため、人の健康や生態系に悪影響が生じないように、適正な化学物質等の管理による環境への負荷の低減や、継続した環境状況のモニタリング<sup>43</sup>を行う必要があります。

また、不適正な野外焼却など個人の生活に起因する生活型の大気汚染や悪臭も問題となってきていることから、今後も関係機関や市民等との連携を図りながら、公害防止対策を推進していく必要があります。

地域の自然環境が保全され、快適な住環境が維持されることにより、産業、観光、移住・定住などの様々な分野に波及効果が得られることが期待されます。本市の持続可能性を高めるためにも、生活環境の見直しは必要なものとなっています。

### 施策の内容

#### 1 化学物質の排出抑制の推進

- ◎事業者、住民及び行政による化学物質のリスクコミュニケーション<sup>44</sup>を推進し、県民の安全、安心の向上を図ります。
- ◎化学物質排出把握管理促進法の適切な運用を通じ、事業者による自主管理の徹底を促進します。
- ◎今後もダイオキシン類等の環境調査を実施するとともに、新たな有害化学物質などに関する情報を把握し、的確な対策を講じます。

#### 2 公害防止対策の推進

- ◎関係機関や市民等との連携を図りながら、大気汚染や川・海の汚濁、騒音、振動、悪臭などに対する監視・測定体制及び公害の発生源に対する指導体制の充実を図ります。また、公害の苦情などに、適切かつ迅速に対応するため、相談・指導体制の充実を図ります。

#### 3 事業者の環境保全対策の支援

- ◎事業活動に伴う環境保全・公害防止対策を促進するため、環境保全資金融資などの情報提供を図ります。また、工場・事業所に対して、有害化学物質に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、排出基準の遵守、自主的な排出量の削減についての指導を図ります。
- ◎県の事業等と連携し、ひろしま地球環境フォーラム等への参加や、講演会やセミナー等を通じて、事業者等に対し環境経営やSDGsに取り組むメリットなどを紹介することにより、事業者等の環

<sup>43</sup> モニタリング:監視・観察の意味で使われ、対象の状態を継続または定期的に観察・記録すること。

<sup>44</sup> リスクコミュニケーション:市民・事業者・行政が情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図り、合理的にリスクを管理し削減すること。

境に配慮した取組を促進します。

#### 4 アスベスト<sup>45</sup>対策の的確な実施

- ◎公共施設においてアスベストの使用が確認された場合は、的確な対策を講じます。
- ◎民間施設におけるアスベスト対策を促進するため、県の設置するアスベスト相談窓口と連携し、関係する法制度などに関する情報提供と啓発を図ります。

#### 5 自動車等の適正な使用の啓発

- ◎エコドライブやアイドリングストップ等、環境にやさしい運転の啓発や広報活動を推進します。
- ◎自動車関係税制の環境性能車への減税等の利用を周知し、環境負荷の少ない自動車の利用を促進します。

#### 6 生活騒音の防止に向けたマナー向上の推進

- ◎広報等により、ペットの鳴き声やフンなど他人に迷惑となる行為の防止に向けた啓発活動を行い、生活マナーの向上に努めます。

#### 7 野外焼却対策

- ◎県と連携し、焼却炉の適正使用や野外焼却禁止の啓発・指導を行います。

#### 8 光化学オキシダント<sup>46</sup>対策の推進

- ◎関係機関と連携し、光化学オキシダントに関する情報提供を行うとともに、注意報等の発令時には迅速に市民等へ周知し、健康被害発生の防止に努めます。

#### 9 悪臭防止対策

- ◎事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

### 各主体の取組

#### 市民の取組

- 化学物質に関する説明会や意見交換会などへの参加など、化学物質の性質や人の健康や環境に及ぼす影響等に関する正しい理解に努めましょう。
- ごみの適正処理によるダイオキシン類等の発生抑制に努めましょう。
- 日常生活における騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。
- 減農薬・減化学肥料や有機栽培による作物を積極的に購入しましょう。
- 周辺住民の迷惑となるような家庭ごみ等の野外焼却はやめましょう。
- 外出する時は、できるだけ自動車の使用を控え、自転車やバス・電車等の公共交通機関の利用に努めましょう。

<sup>45</sup> アスベスト:石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることや発ガン物質であることが断定され、日本でも、大気汚染防止法により石綿製品を製造する工場・事業場や吹付けアスベスト等使用建築物の解体工事等に対してアスベスト飛散防止の規制が行われるとともに、労働安全衛生法により石綿含有製品の製造、使用等が原則禁止されている。

<sup>46</sup> 光化学オキシダント:光化学オキシダントは、工場や自動車から排出されるNOx、VOCを主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質である。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすいことがわかっている。



- 自動車を購入する時は、できるだけ低燃費、低排出ガス自動車やクリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車等)の購入に努めましょう。
- 駐停車時のアイドリングストップや急発進、急停車をしない等のエコドライブに努めましょう。
- 光化学オキシダント注意報や警報が発令された時は、屋外での運動や外出は控えましょう。

#### 事業所の取組

- 事業活動で使用する化学物質の情報公開や、地域住民・行政などの地域が一体となった化学物質に関する情報交換(リスクコミュニケーション)に努めましょう。
- 化学物質の適正な処理や排出防止対策の実践など、化学物質の適正な管理に努めましょう。
- 事業活動における騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。
- 農薬や化学肥料の適正使用や、減農薬、減化学肥料栽培に努めましょう。
- 営業や出張等の時は、できるだけ自動車の使用を控え、自転車やバス・電車等の公共交通機関の利用に努めましょう。
- 共同輸送等による物流の合理化を図るとともに、トラック輸送から船舶輸送や鉄道輸送等の大型大量輸送システムへの移行を検討する等、業務用車両の走行量削減に努めましょう。
- 業務用車両を購入する時は、できるだけ低燃費、低排出ガス自動車やクリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車等)の購入に努めましょう。
- 光化学オキシダント注意報や警報が発令された時は、ばい煙排出量の削減に協力しましょう。
- 有害物質等を含まない環境にやさしい原材料を使いましょう。

### 3 環境美化・衛生対策の推進

#### 現状と課題

環境美化・衛生対策は、まちをきれいにするとともに、安心して快適に生活するための重要なものであり、地域コミュニティの形成にも役立っています。

本市では、海浜の清掃活動など、各地域で自主的かつ積極的な環境美化活動が行われています。

しかし、依然として海岸、道路、河川等では、ごみのポイ捨てや不法投棄が見受けられ、市民より不満の声が寄せられています。

このため、今後も地域の環境美化・衛生対策を推進するとともに、市民一人ひとりが環境美化意識の高揚を図ることが必要です。

#### 施策の内容

##### 1 地域ぐるみで進める環境美化

◎環境美化についての知識の普及啓発に努めながら、公衆衛生推進協議会等の活動を支援し、地域における清掃美化等の実践活動を進めるとともに、門前清掃やごみの持ち帰りなど市民一人ひとりが日常生活の中で取り組む、美しい住環境づくりを促進します。また、新しい環境問題への市民の関心を高めるような啓発を行っていきます。

##### 2 環境衛生対策の充実

◎生活環境の保全と感染症の防止のため、必要機材などの整備に努めます。また、犬や猫などによる被害や糞尿被害等の環境悪化を防止するため、動物愛護思想の普及啓発に努めながら、適正な保護・管理の促進、関係機関と連携した野犬等の駆除対策や、県と連携し地域猫活動などを推進します。

##### 3 花いっぱい運動の促進

◎花壇コンクール、花づくり講習会等の開催により花いっぱい運動を促進するとともに、散水栓の設置やフラワーポットの更新等により市民ボランティア等の活動を支援します。

◎緑の募金を財源とする緑化推進活動を継続し、住む人も訪れる人にも、癒しの空間を提供できるように取り組みます。

##### 4 マイロードシステム、ラブリバー制度の推進

◎まちの美化を推進するため、ひろしまアダプト活動支援事業及び江田島市アダプト支援事業を継続し、マイロードシステム・ラブリバー制度<sup>47</sup>の利用促進を図ります。

##### 5 緑化の推進

◎公共施設や幹線道路の整備・改良時には、関係機関と連携し、緑化も含めた計画となるよう推進します。

<sup>47</sup> マイロードシステム、ラブリバー制度：アダプト(英語で養子縁組という意味で住民・企業等が主体となって清掃・草刈り等の美化活動を中心に公共空間を「わが子のように面倒をみる」手法として制度化されたもの)活動を支援する仕組みのことをアダプト制度といい、道路のアダプト制度を「マイロードシステム」、河川のアダプト制度を「ラブリバー制度」という。

## 各主体の取組

### 市民の取組

- 自宅やその周辺の清掃に努めましょう。
- 海浜清掃活動など地域の環境美化活動に参加しましょう。
- 犬や猫などペットの適正な管理に努めましょう。
- 花いっぱい運動等に参加しましょう。
- 住宅の緑化(生垣の設置, 建物の壁面緑化, 屋上緑化等)を行いましょ。
- 所有する空き地については, 雑草の刈取り等を行いましょ。
- 身近な公園や街路樹等の維持管理に参加しましょ。

### 事業所の取組

- 事業場やその周辺の清掃に努めましょ。
- 海浜清掃活動など地域の環境美化活動に参加・協力しましょ。
- 廃棄物は適正に処理しましょ。
- 設備整備に際しては, 周辺景観と調和するように配慮しましょ。
- まちの美化に関する里親になるなど, 地域の美化に努めましょ。
- 事業所が所有する空き地については, 雑草の刈取り等を行いましょ。
- 事業所や工場での緑化(生垣の設置, 建物の壁面緑化, 屋上緑化等)に努めましょ。
- 建物の建設や開発事業を行う時は, 緑の保全や緑化に努めましょ。

# 第5章 計画の推進

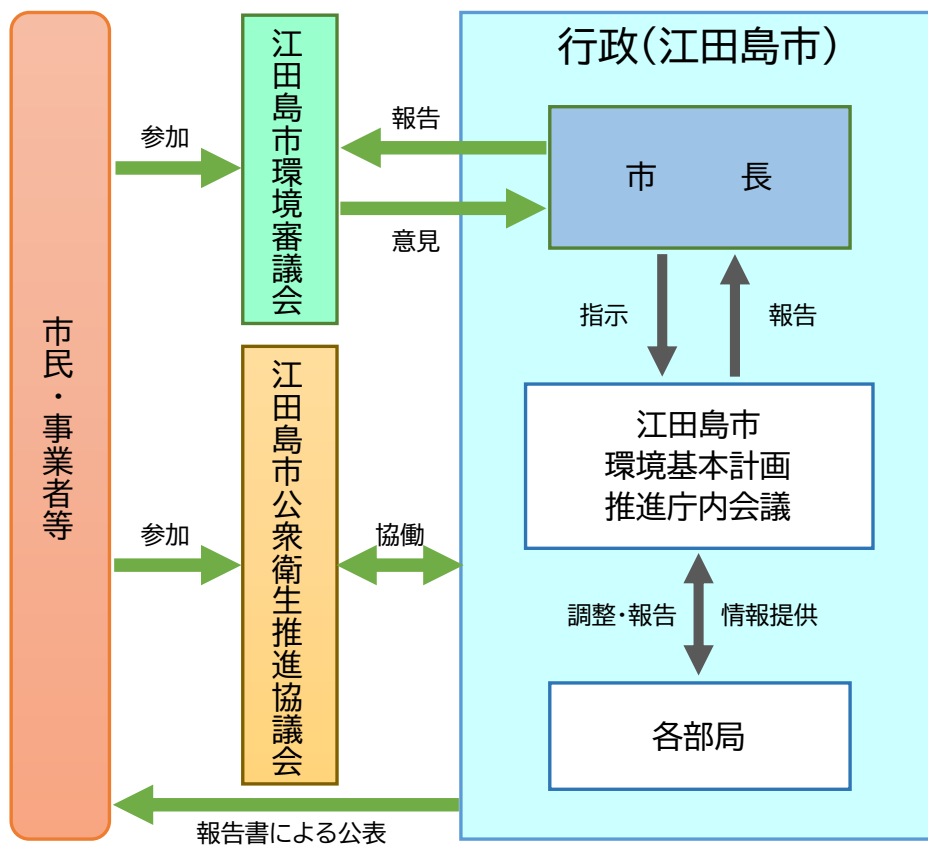
## 第1節 計画の推進体制

本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するにあたっては、各部局が連携・協力し、取り組むとともに、それらの進捗状況を把握するなど、行政組織内部において横断的に調整・協議することが重要となります。

そのため、庁内関係部局で構成する「江田島市環境基本計画推進庁内会議」において、施策の進捗状況などの点検を行います。

また、必要に応じ江田島市環境審議会に報告します。

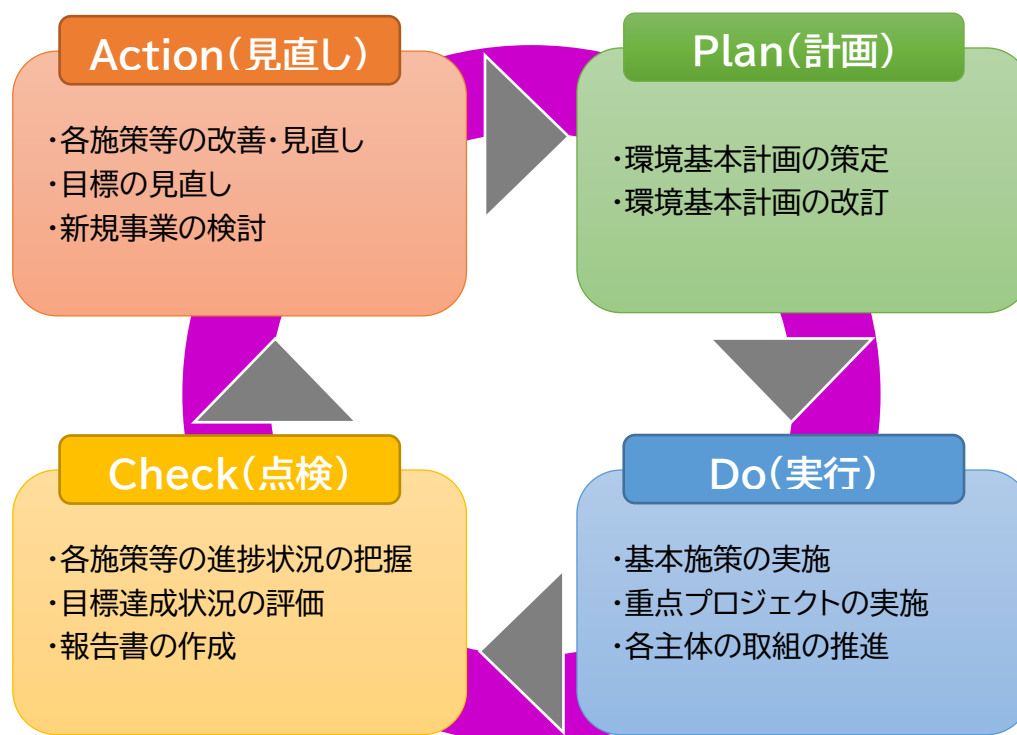
さらに、「江田島市公衆衛生推進協議会」等と協働して、環境基本計画の普及を図るとともに、環境基本計画の推進や見直し等を行います。



## 第2節 計画の進行管理

本計画は、各主体が協力して本市の目指す環境像の実現に向けた取組を実行することが重要であり、進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、点検・評価を実施します。

本計画の進捗状況の把握や評価は、各施策の進捗状況や数値目標の達成状況から判断します。



## 第3節 財政措置

本計画推進のために必要な財政的措置を図るとともに、補助制度等の活用により財源の確保に努めます。

## 第4節 各種計画との連携

本市の他の計画のうち、環境の保全を目的とするものは、本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します。また、本市の他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう、これらの計画との整合を図っていきます。